

『中華人民共和國商標法第五次改正草案（意見募集稿）』
改正対照表

2023年1月26日
中科專利商標代理有限責任公司

現行規定	意見募集稿
第一章 総則	第一章 総則
<p>第一条【立法宗旨】 商標管理を強化し、商標権を保護し、生産者及び経営者に商品とサービスの品質を保証させ、商標の信用と名声を維持し保護することにより、消費者と生産者及び経営者の利益を保証し、社会主義市場経済の発展を促進することを目的としてこの法律を制定する。</p>	<p>第一条【立法宗旨】 商標権者の正当な権益を保護し、消費者の権益及び社会公共利益を維持、保護し、生産者、経営者の利益を保証し、商品とサービスの品質を保証させることや商標の信用と名声を維持し保護することを促し、商標管理、使用及びブランド構築を強化し、社会主義市場経済の質の高い発展を促進することを目的としてこの法律を制定する。</p>
<p>コメント：立法宗旨を完備させ、財産権に対する保護を突出し、市場経済の質の高い発展を制度の目標とする。</p>	
新增	<p>第二条【党の指導】 商標業務は中国共産党の指導を堅持する。</p> <p>国家は知的財産強国建設を推進し、知的財産権の創造、運用、保護、管理及びサービスのレベルを全面的に向上させ、ビジネス環境の最適化における商標制度の重要な役割を十分に発揮し、中国製品の中国ブランドへの転換を推進する。</p>
<p>第二条【主管部門】 国务院工商行政管理部门商標局は、全国の商標登録及び管理業務を主管し、 国务院工商行政管理部门は、商標審判委員会を設置し、商標争議に係わる事項の処理に責任を負う。</p>	<p>第三条【主管部門】 国务院知的財産権行政部門は、全国の商標登録、管理及び商標ブランド業務を主管し、かつ商標争議に係わる事項の処理に責任を負う。 県級以上の知的財産権管理部門は本領域内の商標管理業務に責任を負う。</p>
<p>コメント：機構改革後の政府部門の職能変化に適応し、商標主管部門及び地方知的財産権管理部門の職責を明確にし、商標領域の協同治理能力を向上させる。</p>	
<p>第八条【商標構成要素】 自然人、法人又はその他の組織の商品を他人の商品と区別することができるいかなる標章（文字、図形、アルファベット、数字、立体的形状、色彩の組合せ及び音声等、並びにこれらの要素の組合せを含む）は、全て商標として登録出願することができる。 第四条第二項 この法律の商品商標に関する規定はサービス商標にも適用する。</p>	<p>第四条【商標】 本法でいう商標は、商品商標とサービス商標を含み、商品又はサービスの由来を区別することができる標章（文字、図形、アルファベット、数字、立体的形状、色彩の組合せ又は他の要素、並びにこれらの要素の組合せを含む）をいい、法により商標として登録出願することができる。 この法律の商品商標に関する規定は、特に規定がない限り、サービス商標にも適用する。</p>
<p>コメント：商標の概念を明確にし、商標の構成要素を拡大する。</p>	
<p>第四条第一項 自然人、法人又はその他の組織が、製造販売活動において、その商品又はサービスについて商標権を取得する必要がある場合には、商標局に商標の登録を出願しなければならない。使用を目的としない悪意による商標登録出願を拒絶する。</p>	<p>第五条【商標登録出願】 自然人、法人又は非法人組織が、製造販売活動において、その商品又はサービスについて使用又は使用を承諾する商標に対して商標権を取得する必要がある場合には、国务院知的財産権行政部門に商標の登録を出願しなければならない。</p>
<p>第三条第一項 商標局の審査を経て登録された商標を登録商標という。登録商標は、商品商標、サービス商標、団体商標、及び証明商標とからなる。商標権者は商標権を享有し、法律の保護を受ける。</p>	<p>国务院知的財産権行政部門の審査を経て登録された商標を登録商標という。商標権者は商標権を享有し、法律の保護を受ける。</p>

ける。	
コメント：商標出願において、商標の使用又は使用承諾を目的に出願するように強調されている。	
<p>第三条第二項至四項 この法律にいう団体商標とは、<u>団体</u>、協会又はその他の組織の名義で登録され、当該組織の構成員が商業活動の使用に供し、これを使用する者が当該組織の構成員資格を表示する標章をいう。 この法律にいう証明商標とは、監督能力を有する組織の管理下にある特定の商品又はサービスに対して使用するものであって、かつ当該組織以外の事業単位又は個人がその商品又はサービスについて使用し、同商品又はサービスの原産地、原材料、製造方法、品質又はその他の特定の品質を証明するために用いる標章をいう。 団体商標、証明商標の登録、管理に関する事項は、 国務院工商行政管理部門により規定される。</p>	<p>第六条【団体商標と証明商標】 団体商標とは、<u>業界協会又はその他の社会団体、非法人組織</u>の名義で登録され、当該組織の構成員が商業活動の使用に供し、これを使用する者が当該組織の構成員資格を表示する標章をいう。 証明商標とは、監督能力を有する組織の管理下にある特定の商品又はサービスに対して使用するものであって、かつ当該組織以外の事業単位又は個人がその商品又はサービスについて使用し、同商品又はサービスの原産地、原材料、製造方法、品質又はその他の特定の品質を証明するために用いる標章をいう。地理的標章は証明商標又は団体商標として登録を出願することができる。</p>
コメント：団体商標の出願本体を明確にする。	
<p>第五条【共同出願】 二以上の自然人、法人又はその他の組織は、<u>商標局</u>に共同で同一の商標登録を出願し、同商標権を共同で享有し、行使することができる。</p>	<p>第七条【共同出願】 二以上の自然人、法人又は<u>非法人組織</u>は、<u>国務院知的財産権行政部門</u>に共同で同一の商標登録を出願し、同商標権を共同で享有し、行使することができる。</p>
コメント：『民法典』に基づき、民事本体に関する表現を、「自然人、法人又はその他の組織」から、「自然人、法人又は非法人組織」に改正する。	
<p>第六条【強制登録】 法律、行政法規が登録商標を使用すべき旨を定めた商品については、商標登録出願をしなければならない。登録が未だ認められていないときは、市場で販売することができない。</p>	<p>第八条【強制登録】 法律、行政法規が登録商標を使用すべき旨を定めた商品については、商標登録出願をしなければならない。登録が未だ認められていないときは、市場で販売することができない。</p>
<p>第七条【誠実信用の原則】 商標の出願及び使用は、誠実信用の原則に従わなければならない。 商標を使用する者は、その商標を使用する商品の品質に責任を負わなければならない。各級の<u>工商行政管理部門</u>は、商標管理により、消費者を欺瞞する行為を阻止しなければならない。</p>	<p>第九条【誠実信用と権利濫用禁止の原則】 商標の出願及び商標権の行使は、誠実信用の原則に従わなければならない。 商標権者は、商標権を濫用して国家の利益、社会公共利益または他人の正当な権益を損なってはならない。 商標を使用する者は、その商標を使用する商品またはサービスの品質に責任を負わなければならない。各級の<u>知的財産権管理部門</u>は、商標管理により、消費者を欺瞞する行為を阻止しなければならない。</p>
コメント：権利の行使を規範し、権利の濫用を防止し、商標権を濫用して国家の利益、社会公共利益または他人の正当な権益を損害してはならないという原則的規定を追加する。	
<p>第十三条第一項 関連公衆に熟知されている商標について、所有者は、その権利が侵害されたと思うとき、本法の規定に基づき、馳名商標への保護を求めることができる。</p>	<p>第十条【馳名商標及びその保護原則】 関連公衆に熟知されている商標について、所有者は、その権利が侵害されたと思うとき、本法の規定に基づき、馳名商標への保護を求めることができる。 馳名商標への保護は、ケースバイケースの認定、受動的な保護、要求による認定の原則に従う。 馳名商標の保護の範囲と強度は、その識別力と知名度に見合ったものでなければならない。 馳名商標の状況は、当事者の請求により、商標案件において認定する必要がある事実として確認しなければならない。馳名商標の状況の確認には、以下の要素</p>
<p>第十四条第一項 馳名商標は、当事者の請求により、商標案件において認定する必要がある事実として認定しなければならない。馳名商標の認定には、以下の要素を考慮しなければならない。 (一) 関連公衆の当該商標に対する認知度</p>	

<p>(二) 当該商標の継続的な使用期間 (三) 当該商標のあらゆる宣伝の継続期間、程度及び地理的範囲 (四) 当該商標の馳名商標としての保護記録 (五) 当該商標の馳名であることのその他の要素</p>	<p>を総合的に考慮しなければならない。 (一) 関連公衆の当該商標に対する認知度 (二) 当該商標の継続的な使用期間、方式及び地域範囲 (三) 当該商標のあらゆる宣伝の継続期間、程度及び地理的範囲 (四) 当該商標が国内外での出願及び登録状況 (五) 当該商標の保護記録、特に馳名商標としての保護記録 (六) 当該商標の価値； (七) 当該商標の馳名であることのその他の要素</p>
<p>コメント：馳名商標への保護を強化し、当該商標が国外での出願及び登録状況を考慮要素に入れ、「ブランド主義」、「ただ乗り」などの公平競争に邪魔する行為を打撃し、「馳名商標の認定」を「商標の馳名状況の確認」に変更し、行政認定の機能を更に薄め、馳名商標にその識別力と知名度に見合った保護の範囲を強化する。</p>	
<p>第十七条【相互主義の原則】 外国人又は外国企業が中国に商標登録出願をする場合、その所属国が中華人民共和国と締結した協定、又は相互に加盟している国際条約、もしくは相互主義の原則により手続きしなければならない。</p>	<p>第十一条【対等原則】 外国人又は外国企業が中国に商標登録出願をする場合、その所属国が中華人民共和国と締結した協定、又は相互に加盟している国際条約、もしくは相互主義の原則により手続きしなければならない。</p>
<p>第十八条【委託代理】 商標登録出願又はその他の商標に関する手続きを行う場合には、自ら行うこともできるし、法により設立した商標代理機構に委託することもできる。 外国人又は外国企業が中国で商標登録出願をし又はその他の商標に関する手続きを申請する場合、法により設立した商標代理機構に委託しなければならない。</p>	<p>第十二条【委託代理】 商標登録出願又はその他の商標に関する手続きを行う場合には、自ら行うこともできるし、法により設立した商標代理機構に委託することもできる。 中国に通常の住所または事業所を持たない外国の自然人、法人及び非法人組織が中国で商標登録出願をし又はその他の商標に関する手続きを申請する場合、法により設立した商標代理機構に委託しなければならない。</p>
<p>コメント：『民法典』に基づき、民事本体に関する表現を、「自然人、法人又はその他の組織」から、「自然人、法人又は非法人組織」に改正する。</p>	
<p>第二十一条【国際登録】 商標国際登録は、中華人民共和国の締結又は参加した関連国際条約に確定した制度に従わなければならない。具体的な規則は国務院により定められる。</p>	<p>第十三条【国際登録】 商標国際登録は、中華人民共和国の締結又は参加した関連国際条約に確定した制度に従わなければならない。具体的な規則は国務院により定められる。</p>
<p>新増</p>	<p>第二章 商標登録の条件</p>
<p>第九条第一項 登録出願にかかる商標は、識別力を有し、容易に識別でき、かつ他人の先に取得した合法的権利と抵触してはならない。</p>	<p>第十四条【登録の条件】 登録出願にかかる商標は、識別力を有し、容易に識別でき、公序良俗に違反してはならず、かつ他人の先に取得した合法的権利又は権益と抵触してはならない。 特に規定がない限り、同一の商標は、同一の出願人が同一の商品またはサービスについて1件のみ登録するものとする</p>
<p>コメント：悪意の商標登録を更に規制し、登録出願する商標が公序良俗に違反してはならないことを強調する。重複登録を禁止する関連規定を追加する。</p>	
<p>第十条【使用禁止標章】 下次に掲げる標章は、商標として使用してはならない。 (一) 中華人民共和国の国名、国旗、国章、国歌、軍旗、軍歌、勳章等と同一又は類似のもの、及び中央国家机关の名称、標識、所在</p>	<p>第十五条【使用禁止標章】 下次に掲げる標章は、商標として使用してはならない。</p>

<p>地の特定地名又は標章性を有する建築物の名称又は図形と同一のもの。</p> <p>(二) 外国の国名、国旗、国章、軍旗等と同一又は類似のもの。ただし、当該国政府の承諾を得ている場合にはこの限りではない。</p> <p>(三) 各国政府よりなる国際組織の名称、旗、徽章等と同一又は類似のもの。ただし、同組織の承諾を得ているもの、又は公衆に誤認を生じさせない場合にはこの限りではない。</p> <p>(四) 規制又は保証用の政府の標章、又は検査印と同一又は類似のもの。ただし、その権利の授権を得ている場合にはこの限りではない。</p> <p>(五) 「赤十字」、「赤新月」の名称、又は標章と同一又は類似のもの。</p> <p>(六) 民族差別扱いの性格を帯びたもの。</p> <p>(七) 欺瞞性を帯び、商品の品質などの特徴又は産地について公衆に誤認を生じさせるもの。</p> <p>(八) 社会主義の道徳、風習を害し、又はその他の悪影響を及ぼすもの。</p> <p>県級以上の行政区画の地名又は周知の外国地名は、商標とすることができない。ただし、その地名が別の意味を有し、又は団体商標、証明商標の一部とする場合にはこの限りではない。既に地理的表示を使用した商標として登録された商標は、引き続き有効である。</p>	<p>(一) 中華人民共和国の国名、国旗、国章、国歌、軍旗、軍歌、勲章等と同一又は類似のもの、及び中央国家机关の名称、標識、所在地の特定地名又は標章性を有する建築物の名称又は図形と同一のもの。</p> <p>(二) 外国の国名、国旗、国章、軍旗等と同一又は類似のもの。ただし、当該国政府の承諾を得ている場合にはこの限りではない。</p> <p>(三) 各国政府よりなる国際組織の名称、旗、徽章等と同一又は類似のもの。ただし、同組織の承諾を得ているもの、又は公衆に誤認を生じさせない場合にはこの限りではない。</p> <p>(四) 規制又は保証用の政府の標章、又は検査印と同一又は類似のもの。ただし、その権利の授権を得ている場合にはこの限りではない。</p> <p>(五) 重要な伝統文化の符号名称及び標章と同一または類似であるもの（許可された場合を除く）。</p> <p>(六) 「赤十字」、「赤新月」の名称、又は標章と同一又は類似のもの。</p> <p>(七) 民族差別扱いの性格を帯びたもの。</p> <p>(八) 欺瞞性を帯び、商品の品質などの特徴又は産地について公衆に誤認を生じさせるもの。</p> <p>(九) 社会主義核心価値観に違反し、社会主義の道徳、風習、中華の優秀伝統文化を害し、又はその他の悪影響を及ぼすもの。</p> <p>県級以上の行政区画名称又は周知の国内外地名は、商標とすることができない。ただし、その地名が別の意味を有し、又は団体商標、証明商標の一部とする場合にはこの限りではない。既に地理的表示を使用した商標として登録された商標は、引き続き有効である。</p>
コメント：「価値観に違反すること」、「中華の伝統文化を害すること」、「周知の国内外地名」を使用禁止・登録禁止の範疇になる。	
<p>第十一条【識別力】</p> <p>以下に掲げる標章は、商標として登録することができない。</p> <p>(一) その商品の単なる普通名称、図形、型番にすぎないもの。</p> <p>(二) 商品の品質、主要原材料、効能、用途、重量、数量及びその他の特徴を直接表示するにすぎないもの。</p> <p>(三) その他の識別力を欠くもの。</p> <p>前項に掲げる標章が、使用により識別力を有し、かつ容易に識別可能なものとなった場合には、商標として登録することができる。</p>	<p>第十六条【識別力】</p> <p>以下に掲げる標章は、商標として登録することができない。</p> <p>(一) その商品の単なる共通名称、図形、型番、技術用語にすぎないもの。</p> <p>(二) 商品の品質、主要原材料、効能、用途、重量、数量及びその他の特徴を直接表示するにすぎないもの。</p> <p>(三) その他の識別力を欠くもの。</p> <p>前項の第二号、第三号に掲げる標章が、使用により識別力を有し、かつ容易に識別可能なものとなった場合には、商標として登録することができる。</p>
コメント：その商品の単なる共通名称、図形、型番、技術用語にすぎないものは、登録することができず、使用により識別力を取得して登録することもできないことを明確に規定する。	
<p>第十二条【立体標章非機能性】</p> <p>立体標章を商標登録出願する場合、単にその商品自体の性質により生じた形状、技術的効果を得るための不可欠の商品形状、又はその商品に本質的な価値を備えさせるための形状である場合には、これを登録してはならない。</p>	<p>第十七条【立体標章非機能性】</p> <p>立体標章を商標登録出願する場合、単にその商品自体の性質により生じた形状、技術的効果を得るための不可欠の商品形状、又はその商品に本質的な価値を備えさせるための形状である場合には、これを登録してはならない。</p>

<p>第十三条第二項、第三項 同一又は類似の商品について出願した商標が、中国で登録されていない他人の馳名商標を複製、模倣又は翻訳したものであって、かつ同馳名商標と容易に混同を生じさせる場合には、<u>その登録を拒絶し、かつその使用を禁止する。</u></p> <p><u>非同一又は非類似の商品について出願した商標が、中国ですでに登録されている他人の馳名商標を複製、模倣又は翻訳したものであって、かつ公衆を誤認させ、同馳名商標権者の利益に損害を与え得る場合には、その登録を拒絶し、かつその使用を禁止する。</u></p>	<p>第十八条 馳名商標への保護 同一又は類似の商品において使用され、出願した商標が、中国で登録されていない他人の馳名商標を複製、模倣又は翻訳したものであって、かつ同馳名商標と容易に混同を生じさせる場合には、使用を禁止し、登録を拒絶する。</p> <p>非類似の商品において使用され、出願した商標が、他人の馳名商標を複製、模倣又は翻訳したものであって、かつ公衆を誤認させ、同馳名商標所有者の利益に損害を与え得る場合には、使用を禁止し、登録を拒絶する。</p> <p>使用し、登録した出願が、一般的に知られている他人の馳名商標を複製、模倣又は翻訳したものであって、関連公衆に当該商標が馳名商標と相当程度の関連性を有すると認定させるのに足り、馳名商標の識別力を減殺し、馳名商標の市場信用と名誉を損ない、または馳名商標の市場信用と名誉を不当に利用する場合には、使用を禁止し、登録を拒絶する。</p>
<p>コメント：登録されていない馳名商標への保護を強化する。一般的に知られている馳名商標の希薄することを防止する保護を与え、その偽製した商標の使用と登録を禁止することを強調する。</p>	
<p>第十五条【代理人、代表者、利益関係者による冒認】 授權されていない代理人又は代表者が自らの名義により被代理人又は被代表者の商標について登録し、被代理人又は被代表者が異議を申し立てた場合には、その登録を拒絶し、かつその使用を禁止する。</p> <p>同一又は類似商品について登録出願した商標は他人の先使用した未登録商標と同一又は類似し、その出願人が当該他人と前項に定めた状況以外の契約、業務往來関係又はその他の関係があることにより、他人の商標の存在を明らかに知っている場合には、当該他人が異議を申し立てた時、その登録を拒絶する。</p>	<p>第十九条【代理人、代表者、利益関係者による冒認】 授權されていない代理人又は代表者が自らの名義により被代理人又は被代表者の商標について登録し、被代理人又は被代表者が異議を申し立てた場合には、その登録を拒絶し、かつその使用を禁止する。</p> <p>同一又は類似商品について登録出願した商標は他人の先使用した未登録商標と同一又は類似し、その出願人が当該他人と前項に定めた状況以外の契約、業務往來関係又はその他の関係があることにより、他人の商標の存在を明らかに知っている場合には、当該他人が異議を申し立てた時、その登録を拒絶する。</p>
<p>第十六条【地理的表示の保護】 地理的表示を含む商標が、その商品が同表示に示された地域で生産されたものではなく、公衆を誤認させる場合、その登録を拒絶し、かつその使用を禁止する。ただし、既に善意により登録したものは引き続き有効とする。前項にいう地理的表示とは、商品がその地域に由来することを示し、同商品の特定の品質、信用又はその他の特徴が、主に同地域の自然的要素及び人文的要素によって形成されたものの表示をいう。</p>	<p>第二十条【地理的表示の保護】 地理的表示を含む商標が、その商品が同表示に示された地域で生産されたものではなく、公衆を誤認させる場合、その登録を拒絶し、かつその使用を禁止する。ただし、既に善意により登録したものは引き続き有効とする。前項にいう地理的表示とは、商品がその地域に由来することを示し、同商品の特定の品質、信用又はその他の特徴が、主に同地域の自然的要素及び人文的要素によって形成されたものの表示をいう。</p>
<p>新增</p>	<p>第二十一条【重複登録禁止】 登録を出願する商標は、出願人が同一商品について先に出願した商標で、登録され、又は出願日より前の1年以内に公告により取消し、撤回若しくは無効とされたものと同一であってはならない。ただし、以下の場合、または出願人が原登録商標の取消しに同意した場合を除く。</p> <p>(一)生産と経営の必要から、既に実際に使用されている先行商標を基礎とした僅かな改良を行い、出願人が相違点を述べるができる場合</p> <p>(二)出願人の責めに帰することができない理由によ</p>

	<p>り、先行商標を更新しなかった場合 (三) 商標使用説明を適時に提出しなかったため先行登録商標を取り消したが、当該先行商標は実際に使用されている場合 (四) 出願人の責めに帰することができない理由により、3年間の継続的不使用取消手続において使用証拠を提出しないことを理由に先行商標が取り消されたが、当該先行商標は実際に使用されている場合 (五) 先行商標が他人の先行権利または利益に抵触するため無効とされたが、その先行権利または利益がもはや存在しない場合 (六) 商標登録を重複または再申請する正当な理由は他にもある場合</p>
<p>コメント: 商標登録者が同一の商標登録についての登録を重複することを禁止する関連規定を追加する。したがって、実際に使用されていない商標を維持するように3年ごとに商標を重複に出願する予防手段が実行不可能となる恐れがある。</p>	
<p style="text-align: center;">新增</p>	<p>第二十二条【悪意な商標登録出願】 出願人は悪意で商標登録出願をしてはならず、次の場合を含む。 (一) 使用を目的とせずに大量に商標登録出願を行い、商標登録の秩序を乱す場合 (二) 欺瞞やその他不正の手段により商標登録出願を行う場合 (三) 国家利益、社会公共利益を害し、またはその他の重大な悪影響を及ぼす商標を出願登録する場合 (四) 本法の第18条、第19条及び第23条の規定に違反し、故意に他人の正当な権利または権益を損ない、または不当な利益を求める場合 (五) 他にも悪意な商標登録出願行為がある場合</p>
<p>コメント: 悪意で商標登録出願をする具体的な状況を明確にする。商標分野の誠実構築を強化し、欺瞞その他の不正な手段による商標登録出願は、悪意の商標登録出願に該当し、拒絶査定、異議申立、無効審判の理由となることを明確にする。</p>	
<p>第三十二条【先行権利への保護】 商標登録の出願は、他人が現有する先行権利を侵害してはならない。他人が先に使用している一定の影響のある商標を不正な手段で登録してはならない。</p>	<p>第二十三条【先行権利への保護】 商標登録の出願は、他人が現有する先行権利または権益を侵害してはならない。他人が先に使用している一定の影響のある商標を不正な手段で登録してはならない。 他人によりもはや登録使用されて一定の影響を有するようになる企業名(略称、商号、団体名称等を含む)、社会組織名称は、前項でいう他人が現有する先行権利または権益に該当する。</p>
<p>コメント: 企業商号が先行権利または権益に該当することを明確にする。</p>	
<p>第三十条【登録優先】 登録出願にかかる商標が、この法律の関係規定を満たさない、又は他人の同一又は類似の商品について既に登録され又は予備的査定を受けた商標と同一又は類似するときは、商標局は出願を拒絶し、公告しない。</p>	<p>第二十四条【登録優先】 登録出願にかかる商標が他人の同一又は類似の商品について既に登録され又は予備的査定を受けた商標と同一又は類似してはならない。</p>
<p>コメント: 表現を完備させ、意味に変わりがない。</p>	
<p>第三十一条【先に出願されたものを優先】 二人又は二人以上の商標登録出願人が、同一又は類似の商品について、同一又は類似の商標登録出願をしたときは、先に出願された商標について予備的査定をし、かつ公告する。同日の出願については、先に使用された商標</p>	<p>第二十五条【先に出願されたものを優先】 二人又は二人以上の商標登録出願人が、同一又は類似の商品について、同一又は類似の商標登録出願をしたときは、先に出願された商標について予備的査定をし、かつ公告する。同日の出願であって出願時間の先後を区別できない場合は、先に使用された商標につい</p>

<p>について予備的査定をし、かつ公告する。他方の出願は拒絶され、かつ公告されない。</p>	<p>て予備的査定をし、かつ公告する。他方の出願は拒絶され、かつ公告されない。</p>
<p>コメント：同日出願手続きを完備し、出願時間の先後を区別できないものに限りに、先行使用状況をさらに考察する。電子出願の制度では、同日出願しても、出願時間の先後を判断することができ、不確定な特例を除く。</p>	
<p>第十九条第四項 商標代理機構は、その代理サービスについて商標を登録出願する以外に、その他の商標を登録出願してはならない。</p>	<p>第二十六条【代理機構による商標出願への制限】 商標代理機構は、その代理サービスについて商標を登録出願する以外に、その他の商標を登録出願してはならず、上記行為に従事するように偽装してはならない。</p>
<p>コメント：商標代理機構への管理を強化し、他の民事主体による商標出願が商標代理機構に制御される行為を途絶する。</p>	
<p>第三章 商標登録の出願</p>	<p>第三章 商標登録の出願</p>
<p>第二十二條【出願の要求】 商標登録出願人は、定められた商品区分表に基づき、商標を使用する商品区分及び商品名を明記し、登録出願をしなければならない。 商標登録出願人は、一つの申請において、多数の区分について同一の商標出願をすることができる。 商標登録出願の関連書類は、書面又は電子データにて提出することができる。</p>	<p>第二十七條【出願の要求】 商標登録出願人は、定められた商品区分表に基づき、商標を使用する商品区分及び商品名を明記し、登録出願をしなければならない。 商標登録出願人は、一つの申請において、多数の区分について同一の商標出願をすることができる。 商標登録出願の手続きを行ったが、手数料を納付していない場合に、当該商標登録は未提出ものとみなされる。 商標登録出願の関連書類は、書面又は電子データにて提出しなければならない。 商標登録出願手続きが完備し、規定通りに出願書類を記入する場合、國務院知的財産権行政部門は、出願を受理し、出願人に通知する。國務院知的財産権行政部門は、登録出願した商標が明らかに重大な悪影響を及ぼすと判断した場合、出願を受理しないものとする。</p>
<p>コメント：手続き間の調整を促進し、行政資源の浪費を避けるために、手数料を支払わずに商標出願をした場合、当該商標出願は未提出のものとみなされることが規定されている。商標審査・審理業務の社会的属性を強化し、公共利益を保護し、受理段階で明らかに重大な悪影響を及ぼすと判断された場合は、受理しないことができると規定されている。</p>	
<p>第二十三條【別に出願】 登録許可された使用範囲以外の商品について商標登録した商標権を取得する必要がある場合には、別に登録出願をしなければならない</p>	<p>第二十八條【別に出願】 登録許可された使用範囲以外の商品について商標登録した商標権を取得する必要がある場合には、別に登録出願をしなければならない</p>
<p>第二十四條【新規に出願】 登録商標がその標章を変更する必要がある場合には、新規に登録出願をしなければならない。</p>	<p>第二十九條【新規に出願】 登録商標がその標章を変更する必要がある場合には、新規に登録出願をしなければならない。</p>
<p>第二十五條【優先権】 商標登録出願人は、その商標を外国で最初に登録出願をした日から6ヶ月以内に中国で同一商品について同一の商標登録出願をする場合には、当該国と中国が締結した協定又は共に加盟している国際条約、若しくは相互に承認する優先権の原則に従って、優先権を享受することができる。 前項の規定により優先権を主張する場合に</p>	<p>第三十條【優先権】 商標登録出願人は、その商標を外国で最初に登録出願をした日から6ヶ月以内に中国で同一商品について同一の商標登録出願をする場合には、当該国と中国が締結した協定又は共に加盟している国際条約、若しくは相互に承認する優先権の原則に従って、優先権を享受することができる。 前項の規定により優先権を主張する場合には、商標</p>

<p>は、商標登録出願をするときに、書面で主張し、かつ3ヵ月以内に最初の出願にかかる商標登録出願の願書の副本を提出しなければならない。書面による主張がなく又は期間内に商標登録出願の願書の副本を提出しない場合には、その優先権を主張しないものとみなす。</p>	<p>登録出願をするときに、書面で主張し、かつ3ヵ月以内に最初の出願にかかる商標登録出願の願書の副本を提出しなければならない。書面による主張がなく又は期間内に商標登録出願の願書の副本を提出しない場合には、その優先権を主張しないものとみなす。</p>
<p>第二十六条【展示会優先権】 その商標が中国政府の主権又は承認した国際展示会に出展した商品に最初に使用された場合であって、かつ同商品が出展された日から6ヵ月以内である場合には、同商標の出願人は優先権を享受することができる。 前項の規定により、優先権を主張して商標登録出願をするときは、商標登録出願の願書を提出するときに書面により主張し、かつ3ヵ月以内にその商品が出展された展示会の名称、出展された商品に同商標を使用した証拠、出展期日などの証明書類を提出しなければならない。書面による主張を提出しないか又は期間内に証明書類を提出しない場合には、優先権を主張しないものとみなす。</p>	<p>第三十一条【展示会優先権】 その商標が中国政府の主権又は承認した国際展示会に出展した商品に最初に使用された場合であって、かつ同商品が出展された日から6ヵ月以内である場合には、同商標の出願人は優先権を享受することができる。 前項の規定により、優先権を主張して商標登録出願をするときは、商標登録出願の願書を提出するときに書面により主張し、かつ3ヵ月以内にその商品が出展された展示会の名称、出展された商品に同商標を使用した証拠、出展期日などの証明書類を提出しなければならない。書面による主張を提出しないか又は期間内に証明書類を提出しない場合には、優先権を主張しないものとみなす。</p>
<p>第二十七条【材料要求】 商標登録出願のために申告した事項と提出した資料は、真実、正確、完全でなければならない。</p>	<p>第三十二条【材料要求】 商標登録出願または他の商標事項を処理するために申告した事項と提出した資料は、真実、正確、完全でなければならない。 当事者が前項の規定に違反し、重要な事実を偽り、隠蔽、または故意に虚偽の資料を提出する場合、対応する手続において不利結果を担わなければならない。商標法執行部門は、情状に応じて警告を発し、10万元以下の罰金を科すことができ、他人に損失を与えた場合は、賠償しなければならない。</p>
<p>コメント：重要な事実を偽り、隠蔽、または故意に虚偽の資料を提出するなどの不誠実な行為を処罰する。</p>	
<p>第三章 商標登録の審査及び許可</p>	<p>第四章 商標登録の審査及び許可</p>
<p>第二十八条【審査期限】 商標登録出願について、<u>商標局</u>は出願書類の受領日から9ヵ月以内に審査を完了しなければならない。この法律の関係規定を満たす出願商標について、予備的査定を行い公告する。</p>	<p>第三十三条【審査期限】 商標登録出願について、<u>国務院知的財産権行政部門</u>は出願書類の受領日から9ヵ月以内に審査を完了しなければならない。この法律の関係規定を満たす出願商標について、予備的査定を行い公告する。</p>
<p>第二十九条【審査意見書】 審査中、<u>商標局</u>は商標登録出願内容について説明又は補正する必要があると判断した場合には、出願人に説明又は補正を要求することができる。出願人は説明又は補正しなかった場合には、<u>商標局</u>が審査決定を下すことに影響を与えない。</p>	<p>第三十四条【審査意見書】 審査中、<u>国務院知的財産権行政部門</u>は商標登録出願内容について説明又は補正する必要があると判断した場合には、<u>審査意見通知書</u>を発行し、出願人に説明又は補正を要求することができる。出願人は説明又は補正しなかった場合には、<u>国務院知的財産権行政部門</u>が審査決定を下すことに影響を与えない。</p>
<p>新增</p>	<p>第三十五条【出願の却下】 登録出願にかかる商標は、本法の関連規定に適合しない場合、または審査により、受理された商標登録出願が受理条件を満たさないことが判明した場合、<u>国務院知的財産権行政部門</u>はその出願を却下し、公告しないものとする。</p>

<p>コメント：出願を却下し場合、公告しないものとするを明確にする。</p>	
<p>第三十三条【商標異議】 予備的査定され公告された商標について、その公告日から3ヵ月以内に、本法の第13条第2項と第3項、第15条、第16条第1項、第30条、第31条、第32条の規定に違反したと判断する先行権利者又は利害関係者、又は本法の第4条、第10条、第11条、第12条、第19条第4項の規定に違反したと判断する何人は、<u>商標局</u>に異議を申し立てることができる。期間満了しても異議申立がなかった場合、登録を許可し、商標登録証を交付し、かつ公告する。</p>	<p>第三十六条【商標異議】 予備的査定され公告された商標について、その公告日から2ヵ月以内に、本法の第18条、第19条、第20条第1項、第23条、第24条、第25条の規定に違反したと判断する先行権利者又は利害関係者、又は本法の第15条、第16条、第17条、第21条、第22条第1項及び第2項、第26条の規定に違反したと判断する何人は、<u>国務院知的財産権行政部門</u>に異議を申し立てることができる。期間満了しても異議申立がなかった場合、登録を許可し、商標登録証を交付し、かつ公告する。</p>
<p>コメント：商標審査の品質と効率及び争議解決効率を向上させ、異議出願申立の期限を短縮する。3ヵ月から2ヵ月に変更している。この期限短縮により、真の商標権者にとっては、他人による冒認商標出願を監視する困難度が大きくなる。</p>	
<p>新增</p>	<p>第三十七条【予備的査定公告の取り消し】 商標登録が認可される前に、<u>国務院知的財産権行政部門</u>は、予備的査定され、公告された商標登録出願が本法の第15条の規定に違反したと認める場合、その公告を取り消し、新たに審査を行うことができる。</p>
<p>コメント：予備的査定された後に使用禁止規定に違反することが判明した場合に、職権により予備的査定公告を取り消すことができる。</p>	
<p>第三十四条【拒絶査定不服審判】 出願を拒絶し公告しない商標については、<u>商標局</u>は商標登録出願人に書面で通知しなければならない。商標登録出願人はこの決定に不服があるときは、通知を受領した日から15日以内に、<u>商標審判委員会</u>に審判を請求することができる。<u>商標審判委員会</u>は請求を受けた日から9ヵ月以内に決定を下し、且つ出願人に書面で通知しなければならない。特殊事情で延長する必要がある場合には、<u>国務院工商行政管理部門</u>の許可を得た後、3ヵ月延長することができる。当事者は商標審判委員会の決定に不服がある場合、通知を受領した日から30日以内に人民裁判所に訴えを提起することができる。</p>	<p>第三十八条【拒絶査定不服審判】 出願を拒絶し公告しない商標については、<u>国務院知的財産権行政部門</u>は商標登録出願人に書面で通知しなければならない。商標登録出願人はこの決定に不服があるときは、通知を受領した日から15日以内に、<u>国務院知的財産権行政部門</u>に審判を請求することができる。<u>国務院知的財産権行政部門</u>は請求を受けた日から9ヵ月以内に決定を下し、且つ出願人に書面で通知しなければならない。特殊事情で延長する必要がある場合には、許可を得た後、3ヵ月延長することができる。当事者は出願を拒絶した審判決定に不服がある場合、通知を受領した日から30日以内に人民裁判所に訴えを提起することができる。</p>
<p>第三十五条【異議審査】 予備的査定され公告された商標に対して異議申立があったときは、<u>商標局</u>は異議申立人及び被異議申立人が陳述する事実及び理由を聴取し、調査をして事実を明らかにした後、公告期間満了日から12ヵ月以内に、登録可否に関する決定を下し、且つ異議申立人及び被異議申立人に書面で通知しなければならない。特殊事情で延長する必要がある場合には、<u>国務院工商行政管理部門</u>の許可を得た後、6ヵ月延長することができる。 商標局が登録を許可すると決定した場合、商標登録証を交付し、且つ公告する。異議申立人は不服がある場合には、本法の第44条、第45条の規定に基づき、<u>商標審判委員会</u>に当該登録商標の無効宣告を請求することができる。</p>	<p>第三十九条【異議審査】 予備的査定され公告された商標に対して異議申立があったときは、<u>国務院知的財産権行政部門</u>は異議申立人及び被異議申立人が陳述する事実及び理由を聴取し、調査をして事実を明らかにした後、公告期間満了日から12ヵ月以内に、登録可否に関する決定を下し、且つ異議申立人及び被異議申立人に書面で通知しなければならない。特殊事情で延長する必要がある場合には、許可を得た後、6ヵ月延長することができる。 <u>国務院知的財産権行政部門</u>が登録を許可すると決定した場合、商標登録証を交付し、且つ公告する。異議申立人は不服がある場合には、本法の第44条、第45条の規定に基づき、<u>国務院知的財産権行政部門</u>に当該登録商標の無効宣告を請求することができる。 <u>国務院知的財産権行政部門</u>が登録を拒絶すると決定した場合、被異議申立人は不服があるときは、通知を受領した日から30日以内に、人民裁判所に訴えを提</p>

<p>商標局が登録を拒絶すると決定した場合、被異議申立人は不服があるときは、通知を受領した日から15日以内に、商標審判委員会に不服審判を請求することができる。商標審判委員会は請求を受けた日から12ヵ月以内に決定を下し、且つ書面で異議申立人及び被異議申立人に通知しなければならない。特殊事情で延長する必要がある場合には、國務院工商行政管理部門の許可を得た後、6ヵ月延長することができる。被異議申立人は商標審判委員会の決定に不服がある場合、通知を受領した日から30日以内に、人民裁判所に訴えを提起することができる。人民裁判所は、異議申立人に対し第三者として訴訟に参加するよう通知しなければならない。</p> <p>商標審判委員会は、前項の規定に基づき審理を行う時、関わる先行権利の確定について、人民裁判所の審理中案件又は行政機関の処理中案件の結果を根拠とする必要があるれば、審理を中止することができる。中止原因が解消した後、審理を回復する。</p>	<p>起することができる。人民裁判所は、異議申立人に対し第三者として訴訟に参加するよう通知しなければならない。</p>
<p>コメント：異議プロセスを最適化する上で登録不認可審判(不服審判)プロセスを取り消すことによって、当事者が権利を得る、維持するためのコストを低減させる。他人により異議申立がされた後、異議手続きに失敗すれば、不服審判を提出する権利がなくなる。</p>	
<p>第三十六条【決定の効力】 法定期間内に、当事者が商標局の出願拒絶査定、登録不許可決定に対して不服審判を請求しないか、又は商標審判委員会の不服審判の審決に対して人民裁判所に訴えを提起しない場合には、当該出願拒絶査定、登録不許可決定、又は不服審判の審決は効力を生ずる。</p> <p>審査を経て、異議が成立せず登録が許可された場合、商標登録出願人の権利取得期間は、予備的査定の公告後3ヵ月の期間が満了した日より起算する。公告期間満了日から登録の許可に関する裁定を下した日まで、同一又は類似商品における当該商標と同一又は類似の標識を使用した他人の行為に対して遡及しない。ただし、当該使用者の悪意により、商標権者に損害を与えた場合には、賠償しなければならない。</p>	<p>第四十条【決定の効力】 法定期間内に、当事者が國務院知的財産権行政部門の出願拒絶査定に対して不服審判を請求しないか、又は登録不許可決定、拒絶査定不服審判決定に対して人民裁判所に訴えを提起しない場合には、当該出願拒絶査定、登録不許可決定、又は不拒絶査定不服審判決定は効力を生ずる。</p> <p>審査を経て、異議が成立せず登録が許可された場合、商標登録出願人の権利取得期間は、予備的査定の公告後2ヵ月の期間が満了した日より起算する。公告期間満了日から審査を経て登録された裁定を下した日まで、同一又は類似商品における当該商標と同一又は類似の標識を使用した他人の行為に対して遡及しない。ただし、当該使用者の悪意により、商標権者に損害を与えた場合には、賠償しなければならない。</p>
<p>コメント：機構改革のため、適応的に補正する。</p>	
<p>第三十七条【直ちに審査】 商標登録出願と商標審判請求は、直ちに審査しなければならない。</p>	<p>第四十一条【直ちに審査及び出願の取り下げ】 商標登録出願、商標審判請求または当事者が出願する他の商標事項について、國務院知的財産権行政部門は直ちに審査・処理しなければならない。</p> <p>当事者は前項に規定の事項に対して取り下げを申請することができる。國務院知的財産権行政部門は審査を経て取り下げが可能であると認定した場合、手続きは中止する。</p>
<p>コメント：諸手続きの申請を取り下げることに関する規定を増加する。</p>	
<p>第三十五条第三項 商標審判委員会は、前項の規定に基づき審理を行う時、関わる先行権利の確定について、人民裁判所の審理中案件又は行政機関の処理中案件の結果を根拠とする必要があるれば、審理を中止することができ</p>	<p>第四十二条【手続きの中止】 國務院知的財産権行政部門は商標の審査・審理を行う時、関わる先行権利の確定について、人民裁判所の審理中案件又は行政機関の処理中案件の結果を根拠とする必要があるれば、審査・審理を中止することができ</p>

<p>きる。中止原因が解消した後、審査手続きを回復しなければならない。</p>	<p>る。中止原因が解消した後、審査・審理手続きを直ちに回復しなければならない。人民裁判所は、國務院知的財産権行政部門が本法の第24条、第25条に基づいて下した拒絶査定不服審判決定、登録不認可決定または無効宣告裁定を審理する時、被訴決定、裁定が下された時の事実状態に準じるべきである。被訴決定、裁定が下された後に関連商標の状態が変化する場合、人民裁判所が被訴決定、裁定を審理することに影響を与えないが、明らかに公平原則に違反するものを除く。</p>
<p>コメント：手続きの中止を一括して規定し、人民裁判所による商標の権利付与・権利確定に係わる行政案件の審理が情勢変更の原則を適用しないことに関する規定を増加する。当該新規規定により、現在の司法実践との衝突がかなり大きい。</p>	
<p>第三十八条【明らかな誤りの訂正】 商標登録出願人又は登録人は、商標の出願書類又は登録書類に明らかな誤りを発見した場合、訂正を請求することができる。商標局は法律に基づき、職権の範囲内でそれを訂正し、あわせて当事者に通知する。 前項でいう誤記の訂正は、商標出願書類又は登録書類の実質的内容に関わらない。</p>	<p>第四十三条【明らかな誤りの訂正】 商標登録出願人又は登録人は、商標の出願書類又は登録書類に明らかな誤りを発見した場合、訂正を請求することができる。國務院知的財産権行政部門は法律に基づき、職権の範囲内でそれを訂正し、あわせて当事者に通知する。 前項でいう誤記の訂正は、商標出願書類又は登録書類の実質的内容に関わらない。</p>
第五章 登録商標の無効宣告	第五章 登録商標の無効宣告と取り消し
<p>第四十四条【絶対理由無効宣告】 登録された商標が本法の第4条、第10条、第11条、第12条、第19条第4項の規定に違反している場合、又は欺瞞的な手段又はその他の不正な手段で登録を得た場合は、商標局はその登録商標の無効を宣告する。その他の事業単位又は個人は、商標審判委員会にその登録商標の無効宣告を請求することができる。 商標局は、登録商標の無効を宣告すると決定した場合、書面により当事者に通知しなければならない。当事者は商標局の決定に不服があるときは、通知を受領した日から15日以内に、商標審判委員会に審判を請求することができる。商標審判委員会は請求を受け取った日から9ヵ月以内に審決を下し、且つ書面により当事者に通知しなければならない。特殊事情で延長する必要がある場合には、國務院工商行政管理部門の許可を得た後、3ヵ月延長することができる。当事者は商標審判委員会の審決に不服があるときは、通知を受領した日から30日以内に人民裁判所に訴訟を提起することができる。 その他の事業単位又は個人は、商標審判委員会に登録商標の無効宣告を請求した場合、商標審判委員会は審判請求を受けた後、書面で関連当事者に通知し、かつ期間を定め答弁書を提出させなければならない。商標審判委員会は、請求を受けた日から9ヵ月以内に登録商標の維持又は無効の審決を下し、且つ書面で当事者に通知しなければならない。特殊事情で延長する必要がある場合には、國務院工商行政管理部門の許可を得た後、3ヵ月延長することができる。当事者は商標審判委員</p>	<p>第四十四条【絶対理由無効宣告】 登録された商標が本法の第15条、第16条、第17条、第21条、第22条第1項及び第2項、第26項の規定に違反している場合、國務院知的財産権行政部門はその登録商標の無効を宣告する。 國務院知的財産権行政部門は、登録商標の無効を宣告すると決定した場合、書面により当事者に通知しなければならない。当事者は不服があるときは、通知を受領した日から15日以内に、審判を請求することができる。國務院知的財産権行政部門は審判請求を受け取った日から9ヵ月以内に審決を下し、且つ書面により当事者に通知しなければならない。特殊事情で延長する必要がある場合には、許可を得た後、3ヵ月延長することができる。当事者は審判審決に不服があるときは、通知を受領した日から30日以内に人民裁判所に訴訟を提起することができる。 本条の第1項に掲げたことがある場合、その他の自然人、法人又は非法人組織は、國務院知的財産権行政部門に当該登録商標の無効宣告を請求することができる。國務院知的財産権行政部門は審判請求を受けた後、書面で関連当事者に通知し、かつ期間を定め答弁書を提出させなければならない。國務院知的財産権行政部門は、請求を受けた日から9ヵ月以内に登録商標の維持又は無効の審決を下し、且つ書面で当事者に通知しなければならない。特殊事情で延長する必要がある場合には、許可を得た後、3ヵ月延長することができる。当事者は國務院知的財産権行政部門の審決に不服がある場合、通知を受領した日から30日以内に人民裁判所に訴訟を提起することができる。民裁判所は、商標裁定プロセスにある先方の当事者に第三者として訴訟に参加するよう通知しなければならない。</p>

会の審決に不服がある場合、通知を受領した日から30日以内に人民裁判所に訴訟を提起することができる。民裁判所は、商標裁定プロセスにある先方の当事者に第三者として訴訟に参加するよう通知しなければならない。



第四十五条【相対理由無効宣告】
登録された商標が本法の第13条第2項と第3項、第15条、第16条第1項、第30条、第31条、第32条の規定に違反している場合、商標の登録日から5年以内に、先行権利者又は利害関係者は商標審判委員会にその登録商標の無効宣告を請求することができる。ただし、悪意による登録、馳名商標の所有者は5年の期間制限を受けない。

商標審判委員会は、登録商標の無効宣告の請求を受けた後、書面で関連当事者に通知し、かつ期間を定め答弁書を提出させなければならない。商標審判委員会は請求を受けた日から12ヵ月以内に登録商標の維持又は無効の審決を下し、且つ書面で当事者に通知しなければならない。特殊事情で延長する必要がある場合には、國務院工商行政管理部門の許可を得た後、6ヵ月延長することができる。当事者は商標審判委員会の審決に不服がある場合、通知を受領した日から30日以内に人民裁判所に訴訟を提起することができる。人民裁判所は、商標裁定にある先方の当事者に第三者として訴訟に参加するよう通知しなければならない。

第四十五条【相対理由無効宣告及び商標移転】
登録された商標が本法の第18条、第19条、第20条第1項、第23条、第24条、第25条の規定に違反している場合、商標の登録日から5年以内に、先行権利者又は利害関係者は國務院知的財産権行政部門にその登録商標の無効宣告を請求することができる。本法の第18条、第19条の規定に違反し、または本法の第23条の規定に違反して不正な手段で他人が既に使用し一定の影響力を有する商標を冒認した場合、先行権利者はその登録商標を自分の名義に移転することを請求することはできる。ただし、悪意による登録、馳名商標の所有者は5年の期間制限を受けない。

國務院知的財産権行政部門は、登録商標の無効宣告または登録商標の移転の請求を受けた後、書面で関連当事者に通知し、かつ期間を定め答弁書を提出させなければならない。國務院知的財産権行政部門は請求を受けた日から12ヵ月以内に登録商標の維持、登録商標の移転又は無効の審決を下し、且つ書面で当事者に通知しなければならない。特殊事情で延長する必要がある場合には、許可を得た後、6ヵ月延長することができる。当事者は國務院知的財産権行政部門の審決に不服がある場合、通知を受領した日から30日以内に人民裁判所に訴訟を提起することができる。人民裁判所は、商標裁定にある先方の当事者に第三者として訴訟に参加するよう通知しなければならない。

コメント：第18条、第19条、第23条に違反し、悪意で冒認出願した商標を強制的に移転する制度を確立する。

（この欄は空白です）

第四十六条【商標移転の処理】
國務院知的財産権行政部門は審理を経て、登録商標の移転請求理由が成立であり、且つその他登録商標を無効とする宣告理由がなく、移転による混同またはその他の悪影響を生じにくいと判断した場合、登録商標の移転に関する裁定を行わなければならない。その他登録商標を無効とする宣告理由がある場合又は登録商標の移転請求理由は成立であるが、商標移転が混同またはその他の悪影響を生じやすい場合、その登録商標を無効にする裁定をしなければならない。

登録商標の移転に関する裁定がなされた後、その効力が生じるまでの間、商標権者は、その登録商標の有効性を維持するために行う処分を除き、商標を処分することができない。

新增	
<p>コメント：前条に関連して、悪意で冒認された登録商標が強制移転制度により真の権利者へ直接移転することができる。</p>	
<p>第四十六条【無効決定、裁定の発効】 法律で定める期間満了後、当事者が<u>商標局</u>の登録商標の無効宣告裁定に対して不服審判を請求しないか、又は<u>商標審判委員会</u>の不服審判の審決、登録商標の維持・無効宣告の審決に対して人民裁判所に訴訟を提起しない場合、<u>商標局</u>の裁定、又は<u>商標審判委員会</u>の不服審判の審決、裁定は効力を生ずる。</p>	<p>第四十七条【無効決定、裁定の発効】 法律で定める期間満了後、当事者が<u>國務院知的財産権行政部門</u>の登録商標の無効宣告裁定に対して不服審判を請求しないか、又は不服審判の審決、登録商標の維持、<u>登録商標の移転</u>または無効宣告の審決に対して人民裁判所に訴訟を提起しない場合、<u>國務院知的財産権行政部門</u>の裁定、裁定は効力を生ずる。 登録商標の移転に関する裁定が効力を生じた後、公告され、<u>移転出願人</u>は公告の日から<u>商標権</u>を享有する。</p>
<p>コメント：前条に関連して、真の権利者は新規の出願を改めて提出する必要がなくなり、悪意で冒認した商標出願日後のその他の商標も邪魔にならない。</p>	
<p>第四十七条【無効宣告の効力】 本法の第44条、第45条の規定により無効を宣告された登録商標に対して、<u>商標局</u>が公告し、当該登録商標の登録した商標権は最初から存在しなかったとみなす。 登録商標の無効を宣告する決定又は裁定は、無効宣告前に人民裁判所が決定し、且つ執行した商標権侵害案件の判決、裁定、調停書、及び<u>工商行政管理部門</u>が決定し、且つ執行した商標譲渡又は使用許諾契約に対して遡及しない。ただし、商標権者の悪意により他人に損害を与えた場合には、賠償しなければならない。 前項の規定に基づき、商標権侵害の賠償金、商標譲渡手数料、商標使用手数料を返送しなければ、明らかに公平原則に違反する場合には、全部又は一部を返送しなければならない。</p>	<p>第四十八条【無効宣告の効力】 本法の第44条、第45条の規定により無効を宣告された登録商標に対して、<u>國務院知的財産権行政部門</u>が公告し、当該登録商標の登録した商標権は最初から存在しなかったとみなす。 登録商標の無効を宣告する決定又は裁定は、無効宣告前に人民裁判所が決定し、且つ執行した商標権侵害案件の判決、裁定、調停書、及び<u>商標法執行部門</u>が決定し、且つ執行した商標譲渡又は使用許諾契約に対して遡及しない。ただし、商標権者の悪意により他人に損害を与えた場合には、賠償しなければならない。 商標登録が認可された後、無効とされる前に、その商標の使用が他人の商標権を侵害し、商標登録者又は使用許諾者に悪意があった場合、本法の第74条第2項の規定に従って処理されるものとする。 本法の第2条の規定に基づき、商標権侵害の賠償金、商標譲渡手数料、商標使用手数料を返送しなければ、明らかに公平原則に違反する場合には、全部又は一部を返送しなければならない。</p>
<p>コメント：悪意の登録商標が無効とされた後、悪意をもつ登録者または被許可者は、登録後、無効とされる前に他人の合法商標を侵害する侵害行為に法律責任を担わなければならないことを明確にする。</p>	
<p>第四十九条【登録商標の取り消し】 登録商標の使用において、登録商標、商標権者の名義、住所又はその他の登録事項を許可なく変更したとき、地方の<u>工商行政管理部門</u>は期間を定め是正を命じる。期間満了しても改正しなかった場合には、<u>商標局</u>がその登録商標を取り消す。 登録商標は、その指定商品の通用名称となった、又は、正当な理由がなく継続して3年間使用していないとき、いかなる<u>単位</u>又は個人は<u>商標局</u>に登録商標の取消を請求することができる。<u>商標局</u>は、請求を受けた日から9ヵ月以内に決定を下さなければならない。特殊事情で延長する必要がある場合には、<u>國務院工商行政管理部門</u>の許可を得た後、3ヵ月延長することができる。</p>	<p>第四十九条【登録商標の取り消し】 如何なる自然人、法人または非法人組織は、以下のいずれかの状況にある場合、商標登録者の合法的權益を損なわず、又は商標登録の秩序を乱さないことを条件に、<u>國務院知的財産権行政部門</u>に登録商標の取消を請求することができる。 (一) 登録商標がその使用を認められた商品の普通名称となる場合 (二) 登録商標を正当な理由なく連続3年間使用していない場合 (三) 登録商標の使用により、関係公衆に商品の品質などの特徴又はその出所を誤認させる場合 (四) 団体商標及び証明商標の登録者が本法の第63条の規定に違反し、情状が重大な場合 (五) 登録商標の使用または登録した商標権の行使により、公共利益を害し、重大な悪影響を及ぼす場合。 登録商標に前項の第四号及び第五号に掲げる事情がある</p>

	<p>場合、國務院知的財産権行政部門は職権によりその登録商標を取り消すことができる。 國務院知的財産権行政部門は、取消請求を受けた日から9ヵ月以内に決定を下さなければならない。特殊事情で延長する必要がある場合には、許可を得た後、3ヵ月延長することができる。</p>
<p>コメント：3つの取消に状況を追加し、商標権の不正な行使により公共利益を深刻に害し、重大な悪影響を及ぼす場合、職権によりその登録商標を取り消すことができる。</p>	
<p>第五十条【商標登録隔離期間】 登録商標が取り消され、無効宣告され、又は期間満了し更新されていないときは、取消、無効宣告又は消滅の日から1年以内に、商標局はその商標と同一又は類似の商標の登録を認めない。</p>	<p>第五十条【商標登録隔離期間】 本法の第49条第1項の第3～5号に掲げた場合または本法の第64条の規定に違反する原因で登録商標が取り消され、本法の第61条の規定に違反する原因で取り消されるか、消滅とされる場合、又は期間満了し更新されていないときは、取消又は消滅を公告する日から1年以内に登録を出願する商標がその商標と同一又は類似である場合、國務院知的財産権行政部門はその登録を認めない。</p>
<p>コメント：商標が取り消され、消滅され、または更新されていない1年間の隔離期間の適用場合及び開始と終了時間を明確にする。</p>	
<p>第五十四条【審判の取り下げ】 商標局の登録商標取消しの決定又は権利維持の決定について、当事者に不服がある場合、通知を受け取った日から15日以内に商標審判委員会に不服審判を請求することができる。商標審判委員会は請求を受けた日から9ヵ月以内に審決を下し、且つ書面で当事者に通知しなければならない。特殊事情で延長する必要がある場合には、國務院工商行政管理部門の許可を得た後、3ヵ月延長することができる。当事者は商標審判委員会の審決に不服がある場合、通知を受領した日から30日以内に人民裁判所に訴訟を提起することができる。</p>	<p>第五十一条【審判の取り下げ】 國務院知的財産権行政部門の登録商標取消しの決定又は権利維持の決定について、当事者に不服がある場合、通知を受け取った日から15日以内に國務院知的財産権行政部門に不服審判を請求することができる。國務院知的財産権行政部門は請求を受けた日から9ヵ月以内に審決を下し、且つ書面で当事者に通知しなければならない。特殊事情で延長する必要がある場合には、許可を得た後、3ヵ月延長することができる。当事者は審判の審決に不服がある場合、通知を受領した日から30日以内に人民裁判所に訴訟を提起することができる。</p>
<p>第五十五条【取り下げの効力】 法定期間内に、当事者が商標局の登録商標取消裁定に対して不服審判を請求しないか、又は商標審判委員会の不服審判の審決に対して人民裁判所に訴訟を提起しない場合には、登録商標取消裁定又は不服審判の審決は効力を生ずる。 取消された登録商標について、商標局が公告し、その登録した商標権が公告日から終了とする。</p>	<p>第五十二条【取り下げの効力】 法定期間内に、当事者が國務院知的財産権行政部門の登録商標取消裁定に対して不服審判を請求しないか、又は不服審判の審決に対して人民裁判所に訴訟を提起しない場合には、登録商標取消裁定又は不服審判の審決は効力を生ずる。 取消された登録商標について、國務院知的財産権行政部門が公告し、その登録した商標権が公告日から終了とする。</p>
<p>第四章 登録商標の更新、変更、譲渡及び使用許諾</p>	<p>第六章 登録商標の更新、変更、譲渡及び消滅</p>
<p>第三十九条【登録商標の有効期限】 登録商標の有効期間は10年とし、当該商標の登録日から起算する。</p>	<p>第五十三条【登録商標の有効期限】 登録商標の有効期間は10年とし、当該商標の登録日から起算する。</p>
<p>第四十条【登録商標の更新】 登録商標の存続期間が満了し、継続して使用する必要があるときは、期間満了前12ヵ月以内に規定により更新登録の出願をしなければならない。この期間に出願できないときは、6ヵ月の延長期間を与える</p>	<p>第五十四条【登録商標の更新】 登録商標の存続期間が満了し、継続して使用する必要があるときは、期間満了前12ヵ月以内に規定により更新登録の出願をしなければならない。この期間に出願できないときは、6ヵ月の延長期間を与えることができる。毎回の更新登録の有効期間は10年とし、該当商標の前の有効期間満了</p>

<p>ことができる。毎回の更新登録の有効期間は10年とし、該当商標の前の有効期間満了日の翌日から計算する。期間満了しても出願しなかった場合、その登録商標を取り消す。 商標局は、更新登録の商標を公告しなければならない。</p>	<p>日の翌日から計算する。期間満了しても出願しなかった場合、その登録商標を取り消す。 國務院知的財産権行政部門は、更新登録の商標を公告しなければならない。</p>
第四十一条【変更事項】	
<p>登録商標の権利者の名義、住所又はその他の登録事項を変更する必要がある場合には、変更出願をしなければならない。</p>	<p>第五十五条【変更事項】 登録商標の権利者の名義、住所又はその他の登録事項を変更する必要がある場合には、変更出願をしなければならない。</p>
第四十二条【商標譲渡】	
<p>登録商標を譲渡するときは、譲渡人と譲受人は譲渡契約を締結し、共同で商標局に申請しなければならない。譲受人はその登録商標を使用する商品の品質を保証しなければならない。 登録商標を譲渡するとき、商標権者は、その同一商品における登録した類似商標、又は類似商品における登録した同一又は類似する商標を一括に譲渡しなければならない。 混同又はその他の不良影響を生じさせやすい譲渡は、商標局が許可せず、且つ書面で請求人に通知し理由を説明する。 登録商標の譲渡は、許可された後公告される。譲受人はその公告日より商標権を享有する。</p>	<p>第五十六条【商標譲渡】 登録商標を譲渡するときは、譲渡人と譲受人は譲渡契約を締結し、共同で國務院知的財産権行政部門に申請しなければならない。譲受人はその登録商標を使用する商品の品質を保証しなければならない。 登録商標を譲渡するとき、商標権者は、その同一商品における登録した類似商標、又は類似商品における登録した同一又は類似する商標を一括に譲渡しなければならない。 混同又はその他の不良影響を生じさせやすい譲渡は、國務院知的財産権行政部門が許可せず、且つ書面で請求人に通知し理由を説明する。 登録商標の譲渡は、許可された後公告される。譲受人はその公告日より商標権を享有する。</p>
第五十七条【団体商標及び証明商標の譲渡の制限】	
<p>新增</p>	<p>団体商標、証明商標の譲渡を請求し、または団体商標、証明商標の移転した場合、譲受人または権利承継人は、相応の本体資格と監督能力を有していなければならない。</p>
<p>コメント：団体商標、証明商標登録者に対する監督管理を強化し、団体商標、証明商標の譲渡に関する制限性要求を規定する。</p>	
第五十八条【商標の消滅】	
<p>新增</p>	<p>商標登録者がその登録商標の取消し又は指定商品の一部についての商標登録の取消しを請求し、國務院知的財産権行政部門が取消しを許可した場合、公告する。その登録した商標権又は指定商品の一部についての登録した商標権の効力は、公告の日から終了するとしている。</p>
<p>コメント：商標の消滅に関する規定を追加する。</p>	
第七章 商標の使用と管理	
第五十九条【商標の使用】	
<p>第四十八条【商標の使用】 本法でいう商標の使用は、商品、商品包装又は容器及び商品取引文書、又は宣伝広告、展覧及びその他の商業活動において商標を使用し、商品の出所を識別する行為を指す。</p>	<p>本法でいう商標の使用は、商品、商品包装又は容器及び商品取引文書において商標を使用し、サービス場所またはサービス場所に関わる担持体に商標を使用し、又は宣伝広告、展覧及びその他の商業活動において商標を使用し、商品またはサービスの出所を識別する行為を指す。 前項に掲げる行為には、インターネット等の情報ネットワークを通じて行われるものが含まれる。</p>
<p>コメント：商標の使用概念を完善し、使用の基礎地位を目立ち、サービス商標及びインターネット環境での商標使用行為に関する規定を追加する。</p>	
<p>第四十三条【商標の使用及び使用許諾】</p>	<p>第六十条【商標の使用及び使用許諾】</p>

<p>商標登録人は商標使用許諾契約を締結することにより他人にその登録商標の使用を許諾することができる。許諾者は被許諾者がその登録商標を使用する商品の品質を監督しなければならない。被許諾者はその登録商標を使用する商品の品質を保証しなければならない。</p> <p>他人の登録商標の使用を許諾されているときは、その登録商標を使用する商品に被許諾者の名称及び商品の原産地を明記しなければならない。</p> <p>他人に登録商標の使用を許諾する場合、許諾者は、その商標使用許諾の契約を商標局に届け出なければならない。商標局により公告される。商標使用許諾は、届出を行っていない場合には、善意の第三者に対抗できない。</p>	<p>商標登録人は自分で商標を使用することができるし、商標使用許諾契約を締結することにより他人にその登録商標の使用を許諾することもできる。許諾者は被許諾者がその登録商標を使用する商品の品質を監督しなければならない。被許諾者はその登録商標を使用する商品の品質を保証しなければならない。</p> <p>他人の登録商標の使用を許諾されているときは、その登録商標を使用する商品に被許諾者の名称及び商品の原産地を明記しなければならない。</p> <p>他人に登録商標の使用を許諾する場合、許諾者は、その商標使用許諾の契約を国務院知的財産権行政部門に届け出なければならない。国務院知的財産権行政部門により公告される。商標使用許諾は、届出を行っていない場合には、善意の第三者に対抗できない。</p> <p>許諾者、被許諾者が本条第1項の規定に違反し、消費者に損害を与えた場合、商標法執行部門は期間を定めて是正を命じ、違法売上が5万元以上の場合、違法売上の20%以下の罰金を科すことができる。売上がなく、又は5万元未満の場合、1万元以下の罰金を科すことができる。</p>
--	---

コメント：消費者への保護を強化する。

<p>新增</p>	<p>第六十一条【商標の使用状況についての説明】 商標登録者は、商標登録の認可日から5年ごとに12ヶ月以内に、国務院知的財産権行政部門に対し、認可された商品に関する商標の使用状況または使用しない正当な理由を説明しなければならない。商標登録者は、上記期間内の複数の商標の使用状況を一元的に説明することができる。 期限満了しても説明していない場合、国務院知的財産権行政部門は商標登録者に通知し、商標登録者が通知を受け取った日から6ヶ月以内に依然として説明していない場合、その登録商標は放棄されたものとみなし、国務院知的財産権行政部門によりその登録商標を取り消すものとする。 国務院知的財産権行政部門は、説明の真偽についてランダムに抜き取り審査を行わなければならない。必要に応じて、商標登録者に関連証拠の追加を要求し、または地方の知的財産権行政部門に検査を委託することができる。ランダム抜き取りの結果、説明が事実と異なる場合、国務院知的財産権行政部門によりその登録商標の取り消しが行われるものとする。</p>
-----------	---

コメント：商標登録後から5年ごとに商標使用状況を自発的に説明する制度を確立する。使用状況または正当な理由を説明していない場合、その登録した商標権を放棄するものとみなされる。ランダム抜き取りした調査の結果、本当の事ではないと判明した場合、職権によりその登録商標を取り消すことができる。

<p>第五十九条【使用を禁止する権利を有しない場合】 登録商標に本商品の通用名称・図形・規格、又は商品の品質・主要材料・機能・用途・重量・数量及びその他の特徴を直接に表すもの、又は地名を含むものがある場合には、登録商標の商標権者は他人の正当の使用を禁止する権利を有しない。 立体標章にその商品自体の性質により生じた形状、技術的効果を得るための不可</p>	<p>第六十二条【使用を禁止する権利を有しない場合】 登録商標者は、次の商業慣習に合致する行為を他人が行うことを禁止する権利を有しない。 (一) 自分の氏名、名称、住所を善意的に使用する場合 (二) 商品の種類、性質、品質、機能、用途、重量、数、価値、地理的起源その他の特性を説明する目的で、登録商標に含まれる地名、この商品の普通名称、図形、型番、技術用語またはその他のその説明に係る標章を使用する場合 (三) 公衆に誤解させる場合を除き、商品の用途、適用対象または適用場面を示す目的にのみ、その登録商標を使</p>
--	---

<p>欠の商品形状、又はその商品に本質的な価値を備えさせるための形状がある場合には、登録商標の商標権者は他人の正当の使用を禁止する権利を有しない。</p> <p>商標権者がその登録商標を出願する前に、他人が同一又は類似の商品について商標権者より先に登録商標と同一又は類似の商標を使用し、且つある程度の影響を有するようになった場合、登録商標の商標権者は、当該使用人の元の使用範囲における当該商標の使用を禁止する権利を有しない。ただし、区別要素の追加を適宜に要求することができる。</p>	<p>用する場合。</p> <p>立体標章にその商品自体の性質により生じた形状、技術的効果を得るための不可欠の商品形状、又はその商品に本質的な価値を備えさせるための形状がある場合には、登録商標の商標権者は他人の正当の使用を禁止する権利を有しない。</p> <p>商標権者がその登録商標を出願する前に、他人が同一又は類似の商品について商標権者より先に登録商標と同一又は類似の商標を使用し、且つある程度の影響を有するようになった場合、登録商標の商標権者は、当該使用人の元の使用範囲における当該商標の使用を禁止する権利を有しない。ただし、区別要素の追加を適宜に要求することができる。</p>
<p>コメント：商標権の行使境界を明確にし、記述的な使用の規定を完善し、自分の氏名、名称、住所の善意的な使用、及び示すための使用などの正当な使用状況を追加する。</p>	
<p style="text-align: center;">新增</p>	<p>第六十三条【団体商標、証明商標登録者の義務】</p> <p>団体商標、証明商標の登録者が以下の行為を行った場合、商標法執行部門は期間を定めて是正を命じ、違法所得がある場合は違法所得を没収し、是正を拒否し、違法所得がある場合は10万元以下の罰金、違法所得がない場合は1万元以下の罰金を科し、情状が特に深刻な場合、國務院知的財産権行政部門は本法の第49条の規定に基づきその商標を取消すことができる。</p> <p>(一) 商標管理職責を怠り、その商標を使用する商品が使用管理規則の要件を満たさないようにし、消費者に損害を与える場合</p> <p>(二) 商標に含まれる地名、商品名称または種類を他人が正当に使用することを悪意で妨げ、商標管理秩序を乱す場合</p> <p>(三) その他の社会に悪影響を与える場合</p>
<p>コメント：団体商標及び証明商標登録者が管理義務を履行しないか、権利を不正に行使する法律責任を明確する。善意をもつ使用者及び伝統的な使用人の利益を保護する。</p>	
<p>第四十九条第一項 登録商標の使用において、登録商標、商標権者の名義、住所又はその他の登録事項を許可なく変更したとき、地方の工商行政管理部門は期間を定め是正を命じる。期間満了しても改正しなかった場合には、<u>商標局</u>がその登録商標を取り消す。</p>	<p>第六十四条【登録商標を許可なく変更する法律責任】</p> <p>登録商標の使用において、登録商標、商標権者の名義、住所又はその他の登録事項を許可なく変更したとき、商標法執行部門は期間を定め是正を命じ、10万元以下の罰金を科す。期間満了しても改正しなかった場合には、國務院知的財産権行政部門がその登録商標を取り消す。</p> <p>商標登録者が前項の規定に違反して他人の登録した商標権を侵害した場合、本法の第74条第2項及び第85条第1項の規定に準じて処理する。</p>
<p>コメント：商標違法行為及びその法律結果を明確し、登録商標を許可なく変更する罰金及び商標権侵害となる処理に関する規定を新設する。商標登録者が実際の経営において名義、住所が変更したが、商標局での変更登記が行われない場合に罰金を課される恐れがあると規定されている。厳しすぎると考える。</p>	
<p>第五十一条【登録商標の偽りと使用禁止規定の違反に関する法律責任】</p> <p>未登録商標を登録商標と偽って使用した、又は、本法の第10条の規定に違反する未登録商標を使用した場合には、<u>地方の工商行政管理部門</u>が阻止し、期間を定めて是正を命じ、且つ通報することができる。違法売上が5万元以上の場合、違法売上の</p>	<p>第六十五条【登録商標の偽り、使用禁止規定の違反、及び地理的標章を含む商標を使用して公衆を誤解させる法律責任】</p> <p>未登録商標を登録商標と偽って使用した、又は、本法の第15条、第20条第1項の規定に違反する未登録商標を使用した場合には、商標法執行部門が期間を定めて是正を命じ、違法売上が5万元以上の場合、違法売上の20%以下の罰金を科すことができる。売上がなく、又は5万元未満の場合、</p>

<p>20%以下の罰金を科すことができる。売上がなく、又は5万元未満の場合、1万元以下の罰金を科すことができる。</p>	<p>1万元以下の罰金を科すことができる。 本法の第15条、第20条第1項の規定に違反する商品であることを知りながら販売した場合、または本法の第15条、第20条第1項の規定に違反する行為のために故意に保管、輸送、郵送、印刷、隠匿、営業所、オンライン商品取引プラットフォームおよびその他の施設を提供した場合、前項の規定に基づき処分をする。</p>
<p>コメント：地理的標章の保護を強化し、使用されている未登録商標に商品の地理的標章があるものの、その商品が当該標章の示す地域に由来するものではなく、公衆を誤解させることに関する行政処罰を追加し、同時に違法商品を販売し、及び商標違法に援助を提供する行為に対して追究されるものとする。</p>	
<p>第十四条第五項 生産・経営者は、商品、商品包装又は容器、又は広告宣伝・展覧及びその他の商業活動において、「馳名商標」の表示を使用してはならない。 第五十三条 本法の第14条第5項の規定に違反し、地方の工商行政管理部門が是正を命じ、罰金10万元を科す。</p>	<p>第六十六条【馳名商標の表示を違法して使用する法律責任】 生産・経営者は、商品、商品包装又は容器、又は広告宣伝・展覧及びその他の商業活動において、「馳名商標」の表示を使用してはならない。 前項の規定に違反する場合、商標法執行部門が是正を命じ、10万元以下の罰金を科す。</p>
<p>コメント：法執行実践状況及び処罰適当の原則に基づき、馳名商標の表示を違法して使用する罰金の範囲を一定とされる10万元から10万元以下に補正する。</p>	
<p>第六十八条第四項 悪意で商標を登録出願した場合、事情によって、警告、罰金などの行政処罰を科す；悪意で商標訴訟を提起した場合、裁判所より法律に基づき処罰する。</p>	<p>第六十七条【悪意で商標を登録出願する処罰】 出願人が本法の第22条の規定に違反し、悪意で商標登録出願を行った場合、商標法執行部門は警告を発し、または5万元以下の罰金を科す。情状が深刻である場合、5万元以上、25万元以下の罰金を科すことができる。違法所得がある場合は、これを没収する。</p>
<p>コメント：悪意で商標を登録する罰金数額を上げる。</p>	
<p style="text-align: center;">新增</p>	<p>第六十八条【商標代理機構】 商標代理機構は、市場本体登記機関により法に基づいて登記され、商標代理業務を行う会社またはパートナーシップである場合、その株主またはパートナーの3分の2以上が商標代理業務に3年以上従事した商標代理実務者、または法律専門資格、弁理士専門資格もしくは知的財産師中級以上職稱を有し、國務院知的財産権管理部門に届け出なければならない。商標代理機構が法律事務所である場合、國務院知的財産権行政部門に届け出なければならない。 商標代理機構が前項の規定に違反した場合、國務院知的財産権行政部門に是正を命じられ、是正を拒否し、情状が深刻な場合、商標法執行部門は警告を発し、1万元以上5万元以下の罰金を科し、國務院知的財産権行政部門はその商標代理業務の受理の停止を決定し、公告することができる。</p>
<p>コメント：商標代理業界監督管理を強化し、商標代理機構の参入要件を明確にし、商標代理サービスの品質を向上させる。</p>	
<p>第十九条第一項至第三項 商標代理機構は、誠実信用の原則に従い、法律・行政法規を守り、委託人の委託事項により商標登録出願又はその他の商標に関する手続きを行わなければならない。受託中に知った委託人の商業秘密について、秘密保持の義務がある。 委託人の登録出願商標は、本法に定めた登録できないものに該当する可能性がある場合には、商標代理機構は明確に委託人に通知しなければならない。</p>	<p>第六十九条【商標代理機構の義務】 商標代理機構は、誠実信用の原則に従い、法律・行政法規を守り、委託人の委託事項により商標登録出願又はその他の商標に関する手続きを行わなければならない。受託中に知った委託人の商業秘密について、秘密保持の義務がある。 委託人の登録出願商標は、本法に定めた登録できないものに該当する可能性がある場合には、商標代理機構は明確に委託人に通知しなければならない。</p>

<p>商標代理機構は、委託人の登録出願商標が本法の第4条、第15条及び第32条に定めるものに該当することを知った、又は知るはずである場合には、その委託を引き受けてはならない。</p>	<p>商標代理機構は、委託人の登録出願商標が本法の第22条に定めるものに該当することを知った、又は知るはずである場合には、その委託を引き受けてはならない。</p> <p>商標代理実務者は、法律を遵守し、信用度が高く、人格が高潔で、商標法規に精通し、法律に基づいて商標代理業務を行う能力を有しなければならない。商標代理実務者は、同時に2つ以上の商標代理機関において商標代理業務を行ってはならない。</p>
<p>コメント：商標代理機構及び実務者の責任と義務を強化し、商標代理行為を規範する。</p>	
<p>第二十条【商標代理業界組織】 商標代理業界組織は、規約の規定に基づき、会員の募集条件を厳格に守り、自律規範に違反した会員に懲戒に処さなければならない。商標代理業界組織は、会員の募集状況及び会員に対する懲戒状況を即時に社会に公表しなければならない。</p>	<p>第七十条【商標代理業界組織】 商標代理業界組織は、商標代理業界の自律的な組織である。 商標代理業界組織は、規約の規定に基づき、会員の募集条件を厳格に守り、業界の自己規律を厳しくし、業界の自己規律規範と懲戒規則を制定し、業務訓練と職業道徳及び職業規律教育を強化し、商標代理機構と商標代理実務者が法律に従って規範的に商標代理業務に従事し、業界のサービスレベルを絶えず向上させるように組織・指導し、自律規範に違反した商標代理機構及び商標実務者に懲戒を処さなければならない。商標代理業界組織は、会員の募集状況及び懲戒状況を即時に社会に公表しなければならない。</p>
<p>コメント：商標代理機構及び実務者の責任と義務を強化し、商標代理行為を規範する。</p>	
<p>第八章 商標権の保護</p>	<p>第八章 登録した商標権への保護</p>
<p>第五十六条【登録した商標権】 商標権は、登録を許可された商標及び使用を定めた商品に限られる。 第九条第二項 商標権者は「登録商標」又は登録済みの表示を表記する権利を有する。</p>	<p>第七十一条【登録した商標権】 商標権は、登録を許可された商標及び使用を定めた商品に限られる。 商標権者は商標の右上または右下に「登録商標」又は登録済みの表示[®]と[®]を表記する権利を有する。</p>
<p>コメント：法律のレベルで「登録商標」又は登録済みの表示及び表記の位置を明確にする。</p>	
<p>第五十七条【登録した商標権を侵害する行為】 下記の各号の行為の一つに該当するときは、商標権の侵害とする。 (一) 商標権者の許諾なしに、同一の商品についてその登録商標と同一の商標を使用しているとき (二) 商標権者の許諾を得ずに、同一の商品についてその登録商標と類似の商標を使用し、又は、類似の商品についてその登録商標と同一又は類似の商標を使用し、混同を生じさせやすいとき (三) 商標権を侵害する商品を販売しているとき (四) 他人の登録商標の標章を偽造し、無断で製造し、又は偽造し、無断で製造された登録商標の標章を販売しているとき (五) 商標権者の許諾を得ずにその登録商標を変更し、変更した商標を使用する商品を市場に流通させたとき (六) 他人の登録商標の登録した商標権を侵害する行為のために、故意に便宜を図り、商標権侵害の実施を協力しているとき (七) 他人の商標権にその他の損害を与</p>	<p>第七十二条【登録した商標権を侵害する行為】 下記の各号の行為の一つに該当するときは、商標権の侵害とする。 (一) 商標権者の許諾なしに、同一の商品についてその登録商標と同一の商標を使用しているとき (二) 商標権者の許諾を得ずに、同一の商品についてその登録商標と類似の商標を使用し、又は、類似の商品についてその登録商標と同一又は類似の商標を使用し、混同を生じさせやすいとき (三) 商標権者の許可を得ずに、同一商品または類似商品に関する電子商取引において、他人の登録商標と同一または類似の標識を使用し、公衆に誤認させるとき (四) 商標権を侵害する商品を販売しているとき (五) 他人の登録商標の標章を偽造し、無断で製造し、又は偽造し、無断で製造された登録商標の標章を販売しているとき (六) 商標権者の許諾を得ずにその登録商標を変更し、変更した商標を使用する商品を市場に流通させたとき (七) 他人の登録商標の登録した商標権を侵害する行為のために、故意に便宜を図り、商標権侵害の実施を協力しているとき (八) 他人の商標権にその他の損害を与えているとき</p>

<p>えているとき</p>	
<p>コメント：商標権への保護を強化し、電子商取引活動を通じて登録した商標権を侵害する行為の実施を打撃する。司法実践において他人商標を自分の商品のサーチキーワードとして不正に設置するなどの権利侵害行為が存在する。</p>	
<p>第五十八条【不正な競争行為】 他人の登録商標、未登録の馳名商標を企業名称に商号として使用し、公衆を誤認させ、不正競争に該当する行為は、『中華人民共和国不正競争防止法』に基づき処理する。</p>	<p>第七十三条【不正な競争行為】 他人の登録商標、未登録の馳名商標を企業名称に商号として使用し、公衆を誤認させ、不正競争に該当する行為は、『中華人民共和国不正競争防止法』に基づき処理する。</p>
<p>第六十条【商標権侵害紛争の処理】 本法の第57条に定める商標権を侵害する行為の一つがあり、紛争を起こした場合、当事者の協議により解決する。協議意向がないか、又は協議が成立しなかった場合は、商標権者又は利害関係者は人民裁判所に訴訟を提起でき、また<u>工商行政管理部門</u>に処理を請求することができる。 <u>工商行政管理部門</u>が権利侵害行為と認めた場合には、即時に侵害行為の停止を命じ、権利侵害商品及び権利侵害商品の製造・登録商標標識の偽造のために使用する主な器具を没収、廃棄処分し、違法売上が5万元以上の場合には、違法売上の5倍以下の罰金を科すことができる。違法売上がない又は5万元未満の場合には、25万元以下の罰金を科すことができる。<u>5年以内に商標権侵害に当たる行為が2回以上あるか、又はその他の深刻な事情がある場合には、懲戒に処らせる。</u>商標権の侵害製品であることを知らずに販売し、当該商品を合法的に取得したことを証明でき、かつ提供者に立証できる場合には、<u>工商行政管理部門</u>は、侵害行為の停止を命じる。 <u>商標権侵害の賠償金額について論争がある場合には、当事者は、工商行政管理部門の調停を要求するか、『中華人民共和国民事訴訟法』により人民裁判所に訴訟を提起することができる。工商行政管理部門の調停により合意できなかった、又は調停書が効力を生じた後、実行されなかった場合には、当事者は『中華人民共和国民事訴訟法』により人民裁判所に訴訟を提起することができる。</u></p>	<p>第七十四条【商標権侵害紛争の処理】 本法の第72条に定める商標権を侵害する行為の一つがあり、紛争を起こした場合、当事者の協議により解決する。また、当事者の間で成立した書面による仲裁協議に基づいて、<u>仲裁機関に仲裁を請求することもできる。</u>協議意向がなく、協議が成立しなかった、又は書面による仲裁協議がない場合は、商標権者又は利害関係者は人民裁判所に訴訟を提起でき、また<u>商標法執行部門</u>に処理を請求することができる。 <u>商標法執行部門</u>が権利侵害行為と認めた場合には、即時に侵害行為の停止を命じ、権利侵害商品及び権利侵害商品の製造・登録商標標識の偽造のために使用する主な器具を没収、廃棄処分し、<u>違法所得を没収し</u>、違法売上が5万元以上の場合には、違法売上の5倍以下の罰金を科すことができる。違法売上がない又は5万元未満の場合には、25万元以下の罰金を科すことができる。商標権の侵害製品であることを知らずに販売し、当該商品を合法的に取得したことを証明でき、かつ提供者に立証できる場合には、<u>商標法執行部門</u>は、侵害行為の停止を命じ、<u>侵害品を没収し</u>、また、<u>侵害品の提供者の所在地の商標法執行部門</u>にこの件を通知することもできる。 5年以内に商標権侵害に当たる行為またはその他の商標<u>違法行為</u>が2回以上あるか、<u>法執行を拒否または妨害し</u>、又はその他の深刻な事情がある場合には、<u>商標法執行部門</u>は懲戒に処らせる。商標権侵害行為の成立の有無、または賠償金額について論争がある場合には、当事者は、<u>知的財産権管理部門の行政裁決または調停を要求するか、『中華人民共和国民事訴訟法』により人民裁判所に訴訟を提起することができる。</u>知的財産権管理部門の調停を経て合意に至らなかった場合、人民裁判所による司法確認が可能であり、合意に至らなかった場合、知的財産権管理部門は侵害の成立の有無について行政裁定を下すことができる。当事者が行政裁定に不服がある場合、『中華人民共和国行政訴訟法』に基づき、人民裁判所に提訴することができる。 登録した商標権をめぐる関係当事者と商標登録者または利害関係者との間で紛争が生じた場合、人民裁判所に提訴し、その行為が登録した商標権を侵害するかどうかについて判決することを請求することができる。</p>
<p>コメント：商標紛争多元解決メカニズムを健全化させ、仲裁、行政裁決及び不侵害確認の訴訟などに関する規定を増加する。また、人民裁判所により調停協議が司法確認され、調停協議に強制的な執行力を与える。 行政法執行において、製造メーカーが権利侵害側である場合に、違法所得を没収する処罰を加重する。侵害品を善意的に取得する販売侵害者に対し、侵害品を没収する処罰を加重する。この処罰は厳しすぎると考え、第80条第2項と矛盾がある。</p>	
<p>第六十一条【商標権利侵害行為への調</p>	<p>第七十五条【商標権利侵害行為への調査、処分】</p>

<p>査、処分】 商標権を侵害する行為に対して、<u>工商行政管理部門</u>は法律により調査し、処分を行う権限を有する。犯罪の疑いがある場合、直ちに司法機関に移送し、法により処理しなければならない。</p>	<p>商標違法行為に対して、<u>商標法執行部門</u>は法律により調査し、処分を行う権限を有する。<u>登録した商標権</u>に犯罪の疑いがある場合、直ちに司法機関に移送し、法により処理しなければならない。</p> <p>法律により刑事責任を追究する必要がない、または刑事罰を免除されるが、<u>行政処分</u>を与えるべきである場合、<u>司法機関</u>は<u>商標法執行部門</u>に速やかに移管し、法により処理しなければならない。</p>
<p>コメント：行政と刑事の結びつきを強化し、商標権侵害の行政事件と刑事事件の調査・処分における双方向の移送仕組みを明確にする。</p>	
<p>第六十二条【商標法執行措置】 <u>県級以上の工商行政管理部門</u>は違法の疑いのある証拠又は通報により、<u>他人の商標権侵害</u>に疑いのある行為に対して取り調べをする際、以下の職権を行使することができる。</p> <p>(一) 当事者を尋問し、<u>他人の商標権の侵害に関する状況</u>を取り調べること</p> <p>(二) 当事者の侵害行為に関する契約、領収書、帳簿及びその他の資料を閲覧、複製すること</p> <p>(三) <u>他人の商標権の侵害行為</u>に疑いのある場所を現場検証すること</p> <p>(四) <u>侵害行為</u>に関する物品を検査し、<u>他人の商標権を侵害する物品であることを証明する証拠がある場合</u>、これを封印し、差し押さえること</p> <p><u>工商行政管理部門</u>が前項に基づき職権を行使する場合、当事者はこれに協力し、拒否又は妨害してはならない。</p> <p>商標権侵害案件を処理するとき、<u>商標権の所属に論争があるか</u>、又は権利者が<u>人民裁判所に同時に商標権侵害の訴訟を提起した場合</u>には、<u>工商行政管理部門</u>は案件の処理を中止することができる。中止原因が解消した後、処置を回復又は終了しなければならない。</p>	<p>第七十六条【商標法執行措置】 <u>商標法執行部門</u>は違法の疑いのある証拠又は通報訴えにより、<u>商標違法</u>に疑いのある行為に対して取り調べをする際、以下の職権を行使することができる。</p> <p>(一) 当事者を尋問し、<u>関連状況を説明し</u>、または被調査行為と関わる資料を提供することを要求すること</p> <p>(二) <u>商標違法に疑いのある行為</u>に関する契約、領収書、帳簿、伝票、書類、記録、業務連絡、AV資料、電子データ、及びその他の資料を閲覧、複製すること</p> <p>(三) <u>商標違法行為</u>を行うことに疑いのある場所を現場検証すること</p> <p>(四) <u>商標違法に疑いのある行為</u>に関する物品を検査すること</p> <p>(五) 証拠が紛失したり、以後入手することが困難であるおそれがある場合、<u>登録・保存</u>することができること</p> <p>(六) <u>商標権侵害に疑いのある証拠がある物品</u>について、封印し、差し押さえることができること</p> <p>(七) <u>商標権侵害に疑いのある関係者の銀行口座のチェック</u></p> <p>前項第五号から第七号までに規定する措置の採取には、<u>商標法執行部門の担当者の承認を受けなければならない</u>。</p> <p><u>商標法執行部門</u>が法により本条の第1項に規定する職権を行使する場合、当事者はこれに協力し、拒否又は妨害してはならない。商標権侵害案件を処理するとき、<u>商標権の所属に論争があるか</u>、又は権利者が<u>人民裁判所に同時に商標権侵害の訴訟を提起した場合</u>には、<u>商標の法執行部門</u>は案件の処理を中止することができる。中止原因が解消した後、処置を回復又は終了しなければならない。</p>
<p>コメント：商標違法を調査・処分する執行措置を完備させ、法執行者により多くの法執行権を付与する。</p>	
<p>第六十三条【商標権侵害の民事責任】 商標権侵害の損害賠償額は、権利者が侵害により受けた実際の損失に基づき確定するものとする。実際の損失を確定することが困難な場合には、侵害者が侵害により得た利益に基づき確定することができる。権利者の損失又は侵害者の取得利益を確定することが困難な場合には、当該商標の使用許諾手数料の倍数に基づき、合理的に判断することができる。悪意により商標権を侵害し、深刻な事情がある場合には、上述の方法で確定した金額の1倍以上5倍以下に賠償額を確定することができる。賠償額は、権利者が侵害行為を抑止するため</p>	<p>第七十七条【商標権侵害の民事責任】 商標権侵害の損害賠償額は、権利者が侵害により受けた実際の損失、または侵害者が侵害により得た利益に基づき確定することができる。権利者の損失又は侵害者の取得利益を確定することが困難な場合には、当該商標の使用許諾手数料の倍数に基づき、合理的に判断することができる。故意に商標権を侵害し、深刻な事情がある場合には、上述の方法で確定した金額の1倍以上5倍以下に賠償額を確定することができる。</p> <p>裁判所は、権利者が全力を尽し立証したが、侵害行為に関わる帳簿、資料が主に侵害者に所有される場合には、賠償額を確定するために侵害者に侵害行為に関わる帳簿、資料の提供を命じることができる。侵害者は提供しない、又は偽造の帳簿、資料を提供した場合には、裁判所は権利者の主張及び</p>

<p>に払った合理的な支出を含む。</p> <p>裁判所は、権利者が全力を尽し立証したが、侵害行為に関わる帳簿、資料が主に侵害者に所有される場合には、賠償額を確定するために侵害者に侵害行為に関わる帳簿、資料の提供を命じることができる。侵害者は提供しない、又は偽造の帳簿、資料を提供した場合には、裁判所は権利者の主張及び提供証拠を参考し、賠償額を確定することができる。</p> <p>権利者の実際損失、侵害者の侵害により取得した利益、登録商標の使用許諾手数料を確定することが困難な場合には、裁判所は実際の侵害行為の事情に基づき、500万元以下の罰金を科すことができる。</p> <p>裁判所が商標紛争事件を審理する際、権利者の請求に応じて、登録商標を盗用した偽造商品に対し、特別な事情を除き、廃棄処分を命じ；登録商標を盗用した偽造商品の製造のために使用する商品の材料、器具に対し、廃棄処分を命じ、且つ補償を行わない；また特別な事情において、前記材料、器具のビジネス流通に入ることを禁止すると命じ、且つ補償しないものとする。</p> <p>登録商標を盗用した偽造商品が偽りの商標標識を除去しただけでビジネス流通に入ってはいけない。</p>	<p>提供証拠を参考し、賠償額を確定することができる。</p> <p>権利者の実際損失、侵害者の侵害により取得した利益、登録商標の使用許諾手数料を確定することが困難な場合には、裁判所は実際の侵害行為の事情に基づき、500万元以下の罰金を科すことができる。</p> <p>賠償額は、権利者が侵害行為を抑止するために払った合理的な支出を含まなければならない。</p> <p>裁判所が商標紛争事件を審理する際、権利者の請求に応じて、登録商標を盗用した偽造商品に対し、特別な事情を除き、廃棄処分を命じ；登録商標を盗用した偽造商品の製造のために使用する商品の材料、器具に対し、廃棄処分を命じ、且つ補償を行わない；また特別な事情において、前記材料、器具のビジネス流通に入ることを禁止すると命じ、且つ補償しないものとする。</p> <p>登録商標を盗用した偽造商品が偽りの商標標識を除去しただけでビジネス流通に入ってはいけない。</p>
<p>コメント：商標権侵害の賠償額の計算方法を最適化し、賠償額が権利者の合理的な支出を含まなければならないことを明確にし、処罰性賠償に適用する条件を「悪意」から「故意」に補正し、『民法典』と一致させている。</p>	
<p>新增</p>	<p>第七十八条【商標権侵害公益訴訟】 登録した商標権の侵害行為が国家利益又は社会公共利益を害し、登録商標者又は利害関係者が訴訟を提出せず、商標法執行部門も処理しない場合、検察機関は法により登録した商標権を侵害する行為に対して人民裁判所に訴訟を提起することができる。</p>
<p>コメント：商標権侵害公益訴訟を導入し、国家利益又は社会公共利益を害す商標権侵害行為を打撃する。</p>	
<p>第十四条第二項至第四項 商標登録の審査、工商行政管理部門の商標違法案件の処理において、当事者は本法の第13条の規定に基づき権利を主張するとき、<u>商標局</u>は案件の審査及び処理の必要に応じ、商標の馳名状況について<u>認定</u>することができる。</p> <p>商標係争に関わる事項の処理において、当事者は本法の第13条の規定に基づき権利を主張するとき、<u>商標審判委員会</u>は案件の処理の必要に応じ、商標の馳名状況について<u>認定</u>することができる。商標民事、行政案件の審理において、当事者は本法の第13条の規定に基づき権利を主張するとき、最高裁判所の指定した人民裁判所は案件の審理の必要に応じ、商標の馳名状況について<u>認定</u>することができる。</p>	<p>第七十九条【商標馳名商標の確認】 商標登録の審査、<u>商標争議処理</u>または商標違法案件の処理において、当事者は本法の第18条の規定に基づき権利を主張するとき、<u>国务院知的財産権行政部門</u>は案件の審査及び処理の必要に応じ、商標の馳名状況について<u>確認</u>することができる。</p> <p>商標民事、行政案件の審理において、当事者は本法の第18条の規定に基づき権利を主張するとき、最高裁判所の指定した人民裁判所は案件の審理の必要に応じ、商標の馳名状況について<u>確認</u>することができる。</p>
<p>コメント：「馳名商標の認定」を「馳名商標状況の確認」に補正し、行政認定、司法認定の色彩を更</p>	

に薄める。	
<p>第六十四条【賠償免除抗弁】 登録商標の商標権者が賠償を要求した場合、侵害訴えを受けた当事者が登録商標の商標権者が登録商標を使用していないと抗弁するとき、裁判所は、登録商標の商標権者に事前三年間に於ける登録商標の実際使用証拠の提出を要求することができる。登録商標の商標権者は、事前三年間に当該登録商標を使用したこと、又は、侵害行為によりその他の損失を被ったことを証明できない場合には、侵害訴えを受けた当事者は賠償の責を負わない。 商標権の侵害製品であることを知らずに販売し、当該商品を合法的に取得したことを証明でき、かつ提供者に立証できる場合には、賠償の責を負わない。</p>	<p>第八十条【賠償免除抗弁】 登録商標の商標権者が賠償を要求した場合、侵害訴えを受けた当事者が登録商標の商標権者が登録商標を使用していないと抗弁するとき、裁判所は、登録商標の商標権者に事前三年間に於ける登録商標の実際使用証拠の提出を要求することができる。登録商標の商標権者は、事前三年間に当該登録商標を使用したこと、又は、侵害行為によりその他の損失を被ったことを証明できない場合には、侵害訴えを受けた当事者は賠償の責を負わない。 商標権の侵害製品であることを知らずに販売し、当該商品を合法的に取得したことを証明でき、かつ提供者に立証できる場合には、賠償の責を負わない。</p>
<p>第六十五条【訴訟前の一時的措置】 商標権者又は利害関係者は、他人がその商標権の侵害行為を行っているか又はまさに行おうとしていることを証明する証拠を有しており、これを直ちに制止しなければ、その合法的権益に回復しがたい損害を被るおそれがある場合には、訴訟を提起する前に、法により裁判所に関係行為の停止と財産の保全措置命令を採るよう請求することができる。</p>	<p>第八十一条【訴訟前の一時的措置】 商標権者又は利害関係者は、他人がその商標権の侵害行為を行っているか又はまさに行おうとしていることを証明する証拠を有しており、これを直ちに制止しなければ、その合法的権益に回復しがたい損害を被るおそれがある場合には、訴訟を提起する前に、法により裁判所に関係行為の停止と財産の保全措置命令を採るよう請求することができる。</p>
<p>第六十六条【訴訟前の証拠保全】 侵害行為を差止めるに際し、証拠が消滅する可能性があるか、又は今後の入手が困難である場合、商標権者又は利害関係者は訴訟を提起する前に、法により裁判所に証拠の保全を請求することができる。</p>	<p>第八十二条【訴訟前の証拠保全】侵害行為を差止めるに際し、証拠が消滅する可能性があるか、又は今後の入手が困難である場合、商標権者又は利害関係者は訴訟を提起する前に、法により裁判所に証拠の保全を請求することができる。</p>
<p>新增</p>	<p>第八十三条【悪意で冒認する民事賠償】 本法の第22条第4項の規定に違反し、悪意で商標登録を出願して他人に損失を与えた場合、その他人は人民裁判所に損害賠償を請求することができる。賠償金の額には、少なくとも、悪意で商標登録を出願する行為を阻止するために当該他人が支払った合理的な手数料が含まれなければならない。 本法の第22条第3項の規定に違反し、悪意で商標登録を出願して国家の利益又は社会公共利益を害し、又は重大な悪影響を及ぼす場合、検察機関は法により悪意で商標登録を出願する行為に対して人民裁判所に訴訟を提起するものとする。</p>
<p>コメント：悪意で商標登録を出願する行為を厳しく打撃し、悪意で商標登録を出願して他人に損失を与える場合に民事賠償をしなければならない、悪意で商標登録を出願して国家の利益又は社会公共利益を害し、又は重大な悪影響を及ぼす場合に検察機関により訴訟を提起されると規定されている。</p>	
<p>第六十八条第四項 悪意で商標を登録出願した場合、事情によって、警告、罰金などの行政処罰を科す；悪意で商標訴訟を提起した場合、人民裁判所により法律に基づき処罰する。</p>	<p>第八十四条【悪意で訴訟提起に対する賠償要求】 悪意で商標訴訟を提起した場合、人民裁判所により法律に基づき処罰する。相手の当事者に損失を与えた場合、賠償しなければならない。賠償金の額には、相手の当事者が悪意な商標訴訟を止めるために支払った合理的な手数料が含まれなければならない。</p>
<p>コメント：悪意の訴訟提起に対する賠償要求制度を導入する。</p>	

<p>第六十七条【刑事責任】 商標権者の許諾なしに、同一商品にその登録商標と同一の商標を使用し、犯罪を構成する場合は、被侵害者の損失を賠償するほかに、法により刑事責任を追求する。 他人の登録商標の標章を偽造し、無断で製造し、又はその偽造し、無断で製造した登録商標の標章を販売し、犯罪を構成する場合は、被侵害者の損失を賠償するほかに、法により刑事責任を追究する。 登録商標を盗用した偽造商品と知りながら販売し、犯罪を構成する場合は、被侵害者の損失を賠償するほかに、法により刑事責任を追究する。</p>	<p>第八十五条【刑事責任】 商標権者の許諾なしに、同一商品にその登録商標と同一の商標を使用し、犯罪を構成する場合は、被侵害者の損失を賠償するほかに、法により刑事責任を追求する。 他人の登録商標の標章を偽造し、無断で製造し、又はその偽造し、無断で製造した登録商標の標章を販売し、犯罪を構成する場合は、被侵害者の損失を賠償するほかに、法により刑事責任を追究する。 登録商標を盗用した偽造商品と知りながら販売し、犯罪を構成する場合は、被侵害者の損失を賠償するほかに、法により刑事責任を追究する。</p>
<p>第六十八条【商標代理違法行為及び法律責任】 商標代理機構は、次の各号の行為の一つがあるときは、<u>工商行政管理部門</u>は期間を定め是正を命じる同時に、警告を發し、1万元以上10万元以下の罰金を科す。直接責任を負う主管者その他の直接責任者に警告を發し、5千元以上5万元以下の罰金を科す。犯罪に当たった場合、法により刑事責任を追究する。 (一) 商標手続きを行うとき、法律書類、印鑑、署名を偽造・変造する、又は偽造・変造のものを使用しているとき (二) 他の商標代理機構を誹謗するなどの手段により商標代理業務の代理を図る、又は、その他の不正な手段により商標代理市場の秩序を攪乱しているとき (三) 本法の第4条、第19条第3項及び第4項の規定に違反しているとき 商標代理機構が前項に定める行為があった場合には、<u>工商行政管理部門</u>は、信用保存書類に記録する。情況が深刻である場合には、商標局又は<u>商標審判委員会</u>は、同時にその商標代理業務を受理・処理しないことを決定し、公告することができる。 商標代理機構は誠実信用の原則に違反し、委託人の合法的な利益を侵害した場合には、法により民事責任を負い、且つ商標代理業界組織が規約の規定に基づき懲戒する。 悪意で商標を登録出願した場合、事情によって、警告、罰金などの行政処罰を科す；悪意で商標訴訟を提起した場合、裁判所より法律に基づき処罰する。</p>	<p>第八十六条【商標代理違法行為及び法律責任】 商標代理機構は、次の各号の行為の一つがあるときは、<u>商標法執行部門</u>は期間を定め是正を命じる同時に、警告を發し、1万元以上10万元以下の罰金を科す。直接責任を負う主管者その他の直接責任者に警告を發し、5千元以上5万元以下の罰金を科す。犯罪に当たった場合、法により刑事責任を追究する。 (一) 商標手続きを行うとき、法律書類、印鑑、署名を偽造・変造する、又は偽造・変造のものを使用しているとき (二) 他の商標代理機構を誹謗するなどの手段により商標代理業務の代理を図る、又は、その他の不正な手段により商標代理市場の秩序を攪乱しているとき (三) 本法の第22条第1項、第26条、第69条第3項の規定に違反しているとき 商標代理機構が前項に定める行為があった場合には、<u>國務院知的財産権行政部門</u>は、信用保存書類に記録する。情況が深刻である場合には、<u>國務院知的財産権行政部門</u>は、同時にその商標代理業務を受理・処理しないことを決定し、公告することができる。 商標代理機構は誠実信用の原則に違反し、委託人の合法的な利益を侵害した場合には、法により民事責任を負い、且つ商標代理業界組織が規約の規定に基づき懲戒する。 商標代理機構が商標代理業務の受任を停止した場合、受任停止期間中、または未完了の商標代理業務を適切に処理しない場合、その商標代理機構の責任者、直接責任者、経営責任を有する株主及びパートナーは、新たに商標代理機構の責任者、株主及びパートナーに就任してはならない。</p>
<p>コメント：商標代理違法行為を更に明確にし、違法商標代理機構の責任者、直接責任者、及び経営責任を有する株主が新たに職務を担当することに対する規制的要求を追加する。</p>	
<p>新增</p>	<p>第八十七条【信用監督・管理】 本法の規定に違反して行政処分を受けた場合、当該処分を部門が信用記録に記録し、関係法令および行政法規の規定に従って公開するものとする。</p>
<p>コメント：信用の監督・管理及び信用懲戒を強化する。</p>	

<p>第六十九条【国家機関工作人員の行為要求】 商標の登録、管理及び審判業務に従事する<u>国家機関工作人員</u>は、公平に法を執行し、不正を行わず、職務に忠誠を尽くし、文明的に奉仕しなければならない。 商標局、<u>商標審判委員会</u>及び商標登録、管理、審判業務に従事する<u>国家公務員</u>は、商標の代理業務及び商品の生産活動に従事してはならない。</p>	<p>第八十八条【国家機関工作人員の行為要求】 商標の登録、管理、審判及び<u>審理業務</u>に従事する<u>公務員及び関連者</u>は、公平に法を執行し、不正を行わず、職務に忠誠を尽くし、文明的に奉仕しなければならない。 <u>國務院知的財産権行政部門、司法機關</u>及び商標登録、管理、審判及び<u>審理業務</u>に従事する<u>公務員及び関連者</u>は、商標の代理業務及び商品の生産活動に従事してはならない。</p>
<p>コメント：商標登録、管理、審判及び<u>審理業務</u>に従事する<u>公務員及び関連者</u>に対する監督・検査を強化する。</p>	
<p>第七十条【内部監督と検査】 <u>工商行政管理部門</u>は、健全な内部監督制度を確立し、商標登録、管理及び<u>審判業務</u>を責務とする<u>国家公務員</u>の、法律及び行政法規の執行に対して、また規則の遵守についての状況を監督、検査しなければならない。</p>	<p>第八十九条【内部監督と検査】 <u>國務院知的財産権行政部門及び司法機關</u>は、健全な内部監督制度を確立し、商標登録、管理、審判及び<u>審理業務</u>を責務とする<u>公務員及び関連者</u>の、法律及び行政法規の執行に対して、また規則の遵守についての状況を監督、検査しなければならない。</p>
<p>コメント：商標登録、管理、審判及び<u>審理業務</u>に従事する<u>公務員及び関連者</u>に対する監督・検査を強化する。</p>	
<p>第七十一条【国家機関工作人員の法律責任】 商標登録、管理及び審判業務に従事する<u>国家公務員</u>は、職務を怠り、職権を濫用し、情実にとらわれ不正行為を行い、商標の登録、管理及び審判を違法に処理し、当事者から財物を受け取り、不正な利益をむさぼり、犯罪を構成する場合は、法により刑事責任を追究する。犯罪を構成しない場合には、法により処分を行う。</p>	<p>第九十条【国家機関工作人員の法律責任】 商標登録、管理、審判及び<u>審理業務</u>に従事する<u>公務員及び関連者</u>は、職務を怠り、職権を濫用し、情実にとらわれ不正行為を行い、商標の登録、管理、審判及び<u>審理</u>を違法に処理し、<u>または不正に裁判</u>し、当事者から財物を受け取り、不正な利益をむさぼり、犯罪を構成する場合は、法により刑事責任を追究する。犯罪を構成しない場合には、法により処分を行う。</p>
<p>コメント：商標登録、管理、審判及び<u>審理業務</u>に従事する<u>公務員及び関連者</u>に対する監督・検査を強化する。</p>	
<p>新增</p>	<p>第九章 商標の使用、サービスと商標ブランドの構築の促進</p>
<p>新增</p>	<p>第九十一条【ブランド戦略と公共サービス】 国家は商標ブランド戦略を実施し、商標ブランド構築を推進し、有名な商標ブランドの育成を促進し、ブランド経済の発展を促進する。 国家は、商標公共サービスシステムの構築を強化し、商標情報の普及と利用を促進し、商標公共サービスの能力を継続的に向上させる。</p>
<p>コメント：国家は商標ブランド戦略を実施し、公共サービスシステムの構築を強化する。</p>	
<p>新增</p>	<p>第九十二条【政府の責任】 県級以上の人民政府は、商標ブランド業務を国家経済と社会発展の関連計画に組み入れ、科学的かつ合理的な政策と措置を制定し、商標ブランドの育成、保護、応用を積極的に指導し、必要な保障を提供する。</p>
<p>コメント：商標ブランド業務の強化を地方政府に要求する。</p>	
<p>新增</p>	<p>第九十三条【商標ブランド構築措置】 国家は商標のブランド構築を推進するために、商標のブランドに関わるすべての主体が以下の施策を実施すること</p>

	<p>を推奨する。</p> <p>(一) 商標ブランドに対する社会的公衆の認識を向上し、商標使用の指導を強化すること</p> <p>(二) 商標ブランド管理能力を向上させ、商標ブランド価値の実現を促進すること</p> <p>(三) 商標ブランドの文化的奥深さを探求し、優れた商標ブランドを宣伝・展示すること</p> <p>(四) 商標ブランド人材の育成を強化し、ブランドサービス機関および実務家の専門能力を高めること</p> <p>(五) 商標ブランドの研究、評価、モニタを強化し、科学的な商標ブランド評価システムを構築すること</p> <p>(六) 商標ブランド構築を促進するその他の施策を企画・実施すること</p>
<p>コメント：全ての主体が、商標のブランド構築を促進するための各施策を積極的に実施するよう推奨する。</p>	
<p>新增</p>	<p>第九十四条【地域ブランド】</p> <p>国家は、地域ブランド構築の推進、団体商標制度や認証商標制度の役割の発揮を推奨し、特色があり、競争力が強く、市場での評判が良い地域ブランドを創造し、地域経済・産業経済の発展を促進する。</p>
<p>コメント：地域ブランドの創造を推奨し、地域経済・産業経済の発展を促進する。</p>	
<p>新增</p>	<p>第九十五条【知能化構築・商標情報共有の強化】</p> <p>国務院知的財産権行政部門は、情報化・知能化の建設を強化し、商標情報の共有を促進し、電子出願、電子送達、電子証拠、電子登録証、電子文書、電子ファイル（電子登録簿）の関連規則を完備し、商標業務の電子化・便利化を向上させる。</p>
<p>コメント：知能化の建設を強化し、商標情報の共有を促進し、業務の電子化・便利化を向上させる。</p>	
<p>新增</p>	<p>第九十六条【情報公開義務】</p> <p>国務院知的財産権行政部門は、商標公共サービスプラットフォームの構築を強化し、商標情報を完全、正確、タイムリーに公表し、商標基礎データを提供し、商標情報の有効利用を指導、促進しなければならない。</p>
<p>コメント：情報の公開を強化し、商標情報の有効利用を指導、促進する。</p>	
<p>新增</p>	<p>第九十七条【商標文書】</p> <p>国務院知的財産権行政部門は、商標登録文書業務を強化し、商標登録文書管理の規範化レベルを継続的に向上させなければならない。</p>
<p>コメント：商標登録文書管理の規範化レベルを向上させる。</p>	
<p>第八章 附則</p> <p>第七十二条【手数料の納付】</p> <p>商標登録出願及びその他の商標事務手続きをするときは、手数料を納付しなければならない。具体的な手数料の基準は別に定める。</p>	<p>第十章 附則</p> <p>第九十八条【手数料の納付】</p> <p>商標登録出願及びその他の商標事務手続きをするときは、手数料を納付しなければならない。具体的な手数料の基準は別に定める。</p>
<p>新增</p>	<p>第九十九条【公式標章の届出】</p>

	<p>中央国家機関、武装力、政党、全国的人民団体などが使用する以下の標章は、國務院知的財産権行政部門に公式標章の届出を行うことができる。登録出願する商品がすでに届出した公式標章と同一または類似する場合、本法の第15条の規定に基づき拒絶し、使用を禁止するものとする。</p> <p>(一) 機関の名称、標章、所在地の特定の場所の名称、またはシンボリックな建築物の名称や図形など。</p> <p>(二) 制御を実施し、保証することを示す公式標章、検証マークなど</p> <p>國務院知的財産権行政部門は、中華人民共和国が締結し、または加盟している関連国際条約に基づき、国際間の公式標章の保護業務を処理する。</p>
<p>コメント：公式標章の届出に関する規定を追加する。</p>	
<p>新增</p>	<p>第一百条【審査・審理指南の制定】 國務院知的財産権行政部門は、本法及び商標法实施条例に基づき、商標審査・審理指南を制定する。</p>
<p>コメント：『商標審査・審理指南』の制定者を明確にする。</p>	
<p>第七十三条【施行と効力】 この法律は、1983年3月1日より施行する。1963年4月10日に國務院が公布した『商標管理条例』は同時に廃止する。その他の商標管理に関する規定のうち、この法律と抵触するものも同時に失効する。 この法律の施行前に既に登録された商標は、継続して有効とする。</p>	<p>第一百零一条【施行と効力】 この法律は、1983年3月1日より施行する。1963年4月10日に國務院が公布した『商標管理条例』は同時に廃止する。その他の商標管理に関する規定のうち、この法律と抵触するものも同時に失効する。 この法律の施行前に既に登録された商標は、継続して有効とする。</p>